

令和 7 年 3 月 6 日
文教委員会 報告資料 2-2
教育部 教育 総務 課

立川市第 4 次学校教育振興基本計画 素案

令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度



令和 7（2025）年
立川市教育委員会

文字のフォントについては、ユニバーサルデザイン(UD)フォントを使用しています。

目 次

第1章 はじめに	2
1 計画の目的	2
2 計画策定の経緯	2
3 他計画との関係	3
4 計画期間	4
第2章 計画策定にあたって	5
1 国の動き	5
2 東京都の動き	9
3 立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況	11
4 立川市の学校教育を取り巻く状況	16
5 立川市の学校教育における課題	22
第3章 計画の体系	25
1 計画の方向性	25
2 計画の基本方針	27
3 計画の体系図	28
第4章 事業の展開と今後の方向性	30
基本方針1 学校教育の充実	31
基本方針2 特別支援教育の推進	43
基本方針3 学校教育環境の充実	53
基本方針4 学校給食の提供と食育の充実	60
基本方針5 教育行政の推進	68
基本方針6 公共施設マネジメントの推進	73
第5章 計画の推進にあたって	76
1 市長部局との連携・協力	76
2 関係者との連携・協力	76
3 新たに検討や対策が必要となる事項への対応	77
4 計画の進捗管理	77
資料編	78
1 用語解説	79
2 基礎データ	98
3 計画策定体制・経過	102

第1章 はじめに

1 計画の目的

立川市第4次学校教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「政府が定める計画を参酌（さんしゃく）^{*}し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するとともに、本市の最上位計画である立川市第5次長期総合計画・前期基本計画で定められている6つの施策「学校教育の充実」、「特別支援教育^{*}の推進」、「学校教育環境の充実」、「学校給食の提供と食育の充実」、「教育行政の推進」及び「公共施設マネジメントの推進」を実現するための個別計画として、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を見据え、長期的な視野に立った本市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定め、それを実現するための基本施策や取組項目を示す計画として策定しました。

2 計画策定の経緯

平成18（2006）年に改正された教育基本法により、「地方公共団体は地域における教育の振興を図るため、地域の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないこと（第16条第3項）」や、「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこと（第17条第2項）」が新たに規定されました。これを受けて立川市教育委員会は、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する立川市学校教育振興基本計画検討委員会での協議を経て、平成22（2010）年12月に立川市学校教育振興基本計画を策定しました。

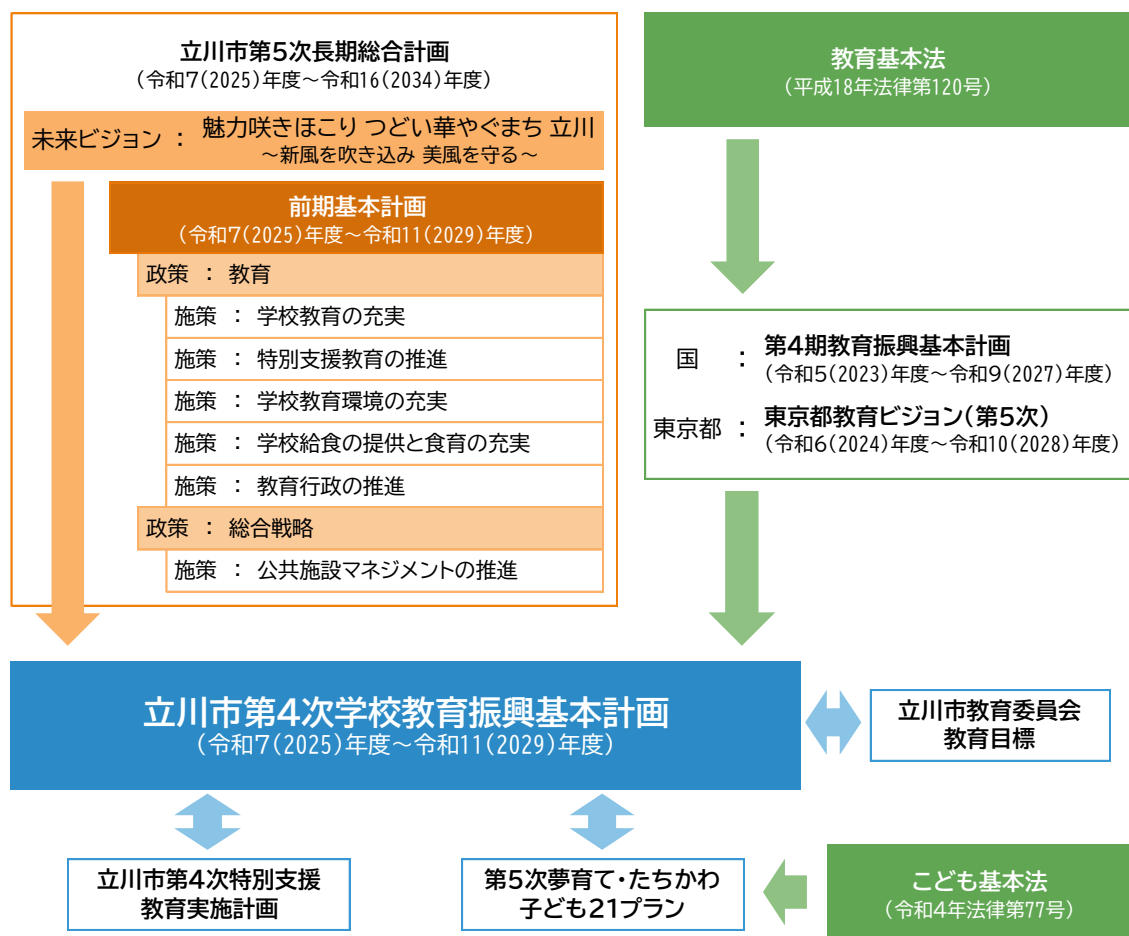
その後、それまでの計画の成果と課題を踏まえた上で、今後の方向性と取り組むべき事務事業を明示するため、平成27（2015）年度に立川市第2次学校教育振興基本計画、令和2（2020）年度に立川市第3次学校教育振興基本計画を策定しました。

立川市第3次学校教育振興基本計画の計画期間が令和6（2024）年度末であることから、立川市第4次学校教育振興基本計画はその方向性を引き継ぎ、令和7（2025）年度

以降の5年間の立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性等を定めるため、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会での協議を経て策定しました。

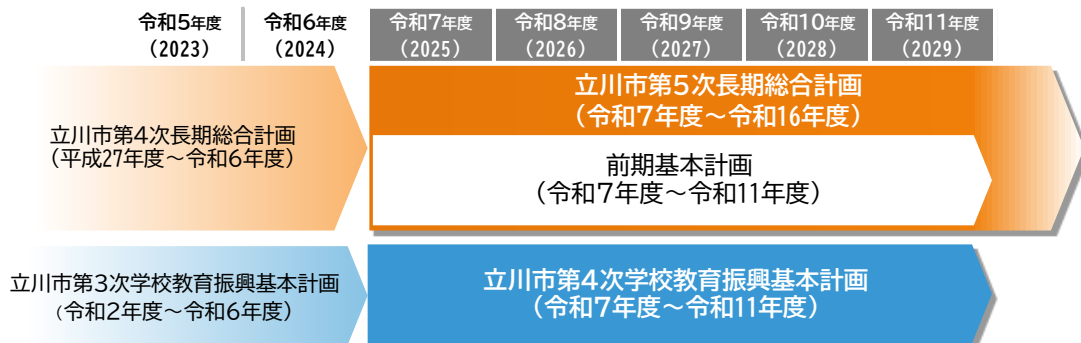
3 他計画との関係

計画策定にあたっては、国の第4期教育振興基本計画を参酌するとともに、東京都の東京都教育ビジョン（第5次）を参考にしました。また、本市の最上位計画である立川市第5次長期総合計画や関連する立川市第4次特別支援教育実施計画等の個別計画との整合を図っています。なお、生涯学習や図書館活動の分野については別途個別計画が策定されていることから、本計画での対象範囲は小学校、中学校の教育施策と、それに関連する施策としました。



4 計画期間

立川市第5次長期総合計画・前期基本計画の計画期間と整合を図り、令和7（2025）年度を初年度とする5年間を計画期間とします。



第2章 計画策定にあたって

1 国の動き

関係法令の改正

国では直面する各種課題に対応する「平成29～31年にかけて改訂された学習指導要領等の実施」、「学校における働き方改革*」、「GIGAスクール構想*」、「小学校35人学級*の計画的整備」、「小学校高学年教科担任制の推進」といった新たな施策を進めるため、関係法令を改正しました。

平成31(2019)年4月には学校教育法が一部改正され、教育の情報化に対応するため、必要に応じて「デジタル教科書」を使用することができるようになりました。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために、令和3(2021)年4月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正しました。

教員に関する法律では、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、教育職員免許法を令和4(2022)年7月に、教育公務員特例法を令和5(2023)年4月に改正しました。

学校教育法の改正

- 教育の情報化に対応し、令和2(2020)年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる措置を講ずる。

(出典) 文部科学省「学校教育法等の一部を改正する法律の概要」

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正

- Society5.0*時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学び*と協働的な学び*を実現することが必要。

- 一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

(出典) 文部科学省「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要」

教育公務員特例法及び 教育職員免許法の改正

- 校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備する。
- 普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

(出典) 文部科学省「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要」

学習指導要領の改訂

学習指導要領とは、全国どここの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程*（カリキュラム）の基準です。おおよそ10年に1回改訂されていて、直近では、平成29（2017）年・30（2018）年・31（2019）年に改訂がされています。教科書や時間割はこれを基に作られています。

平成29～31年学習指導要領改訂の 基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する以前の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

(出典) 文部科学省「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」

第4期教育振興基本計画の策定

国の第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）は、令和5（2023）年6月16日に閣議決定されました。第4期の計画は、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」を掲げ、5つの基本的な方針と16の教育施策の目標、基本施策及び指標を示しています。

2つのコンセプト

- 持続可能な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

5つの基本的な方針

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会*の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭でともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX*）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

中央教育審議会の動向

中央教育審議会は中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興などの重要事項について意見を述べるため、平成13（2001）年1月6日付けで文部科学省に設置されました。

近年の答申として平成31（2019）年1月25日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が提出され、学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするため、学校における働き方改革の実現に向けた方向性と施策の一体的な推進が必要であると提言されました。

また、令和3（2021）年1月26日に『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」、令和4（2022）年12月19日に『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」が提出されました。本答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としています。

令和5（2023）年3月8日に先述の「次期教育振興基本計画について（答申）」として、先述の「第4期教育振興基本計画」が答申されました。

令和6（2024）年8月27日には、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」が提出され、学校・教師が担う業務の適正化や働き方改革の実効性の向上のためPDCAサイクルの構築、小学校中学年における教科担任制の推進、支援スタッフのさらなる配置の充実等、学校の望ましい環境整備を行うことが示された他、教師の処遇改善等にも触れられています。

2 東京都の動き

東京都教育ビジョン（第5次）の策定

東京都教育委員会は、東京都の教育振興基本計画として、東京都教育ビジョン（第5次）を令和6（2024）年3月に策定しました。同計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間で東京が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示しています。

I 自ら未来を切り拓く力の育成	
基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	① これからの社会を生きるために必要な基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得
	② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	③ デジタルトランスフォーメーション(DX)時代を生き抜く人材の育成
	④ 新たな価値の創造に向けた専門的能力・職業実践力の育成
	⑤ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育の推進
3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥ 異なる言語や文化、価値を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成
	⑦ 豊かな国際感覚を身に付け、世界をけん引していくことができる人材の育成
	⑧ 我が国の伝統・文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力の育成
4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	⑨ 自分の希望する将来への道がつながっていることを実感できる学びの実現
	⑩ SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成
5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑪ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実
	⑫ 他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりに子供たちに育む教育の推進
	⑬ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑭ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進
	⑮ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進
	⑯ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進

Ⅱ 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実	
基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
7 教育のインクルージョンの推進	⑰ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばす教育の充実
	⑱ 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備
8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	⑲ 様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実
	⑳ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実
9 家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進	㉑ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動の推進
	㉒ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動の推進

Ⅲ 子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化	
基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成	㉓ 新たな学びを担う優れた教員の養成・確保
	㉔ 教員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上
	㉕ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職の育成
11 学校における働き方改革等の推進	㉖ 教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備
	㉗ 教員一人ひとりの健康保持の実現
12 質の高い教育を支える環境の整備	㉘ 公益財団法人東京都教育支援機構(TEPRO)との連携による学校支援の充実
	㉙ 質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備
	㉚ 幅広い年代の都民の学習機会の充実

3 立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況

立川市第3次学校教育振興基本計画は、令和2（2020）年度以降の5年間を見据えた計画的・長期的な視野に立った本市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定めるとともに、それを実現するための基本施策や取組項目を示すため、令和2（2020）年7月に策定された計画で、3つの基本方針、9つの基本施策、68の取組を設定し取組んできました。

計画に掲げた事業の取組状況は、全体を通じて概ね順調に推移していますが、一部には課題も見られます。これらの基本施策の取組指標の状況については、次のとおりとなっています。

なお、達成状況については、計画策定中の令和6（2024）年度に振り返りを行ったことから、令和5（2023）年度までの記載となっています。

基本方針1 学校教育の充実

基本施策1 学力の向上

取組指標 1	全国学力・学習状況調査の平均正答数を100としたときの達成率（①小学校6年生、②中学校3年生）
指標の 考え方	各取組の総合的な結果として、学力が定着している児童・生徒が増加する。

項目	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
①小学校6年生	未実施	100.5%	99.5%	99.5%	—	105.0%
②中学校3年生	未実施	106.1%	103.0%	105.2%	—	105.0%
現状分析	全国学力学習状況調査の平均正答率は、小学校6年生は全国平均程度であり、中学校3年生は全国平均を上回ることができました。今後も目標達成に向け、授業改善の推進や個に応じた指導・支援の充実に努めます。					

基本施策2 豊かな心を育むための教育の推進

取組指標 2	道徳授業地区公開講座*への参加者数
指標の 考え方	地域・保護者と連携した道徳教育が推進されることにより、公開講座への参加者数が増加する。

項目	計画期間					目標
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 年度
参加者数	未実施	1,790 人 ※	3,329 人 ※	5,383 人 ※	—	11,000 人

現状分析	感染症対策の観点から様々な制限があったものの、オンライン配信を行うなど、学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進することができました。今後も工夫した取組により、道徳教育の推進に努めていきます。
------	---

※道徳授業地区公開講座開催時に来校して参加した人数。(オンラインにて開催した学校の視聴者数は含まず)

基本施策3 体力の向上と健康づくりの促進

取組指標 3	全国体力調査におけるシャトルラン*（小学校）・持久走（中学校）の全国平均得点を 100 としたときの達成率（①小学校5年生、②中学校2年生）
指標の 考え方	各取組の総合的な結果として、体力が向上する児童・生徒が増加する。

項目	計画期間					目標
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 年度
①小学校5年生	未実施	97.5%	97.2%	95.8%	—	101.1%
②中学校2年生	未実施	100.2%	99.1%	97.6%	—	101.9%

現状分析	全国平均と比較すると、小学校・中学校ともに持久力が低い状況です。各学校の現状を分析し、体力向上に資する取組を引き続き推進していきます。
------	---

基本方針2 教育支援と教育環境の充実

基本施策4 特別支援教育の推進

取組指標 4	発達障害*等により特別な指導・支援を受けている児童・生徒数
指標の 考え方	各取組の総合的な結果として、特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が、特別な指導・支援を受けられるようになる。

項目	計画期間					目標
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 年度
児童・生徒数	486 人	552 人	513 人	552 人	—	620 人
現状分析	令和3年度に小中学校全校に特別支援教室*の導入が完了し、通学する学校で通級による指導*が受けられる体制が整備されたこと等に伴い、発達障害等により特別な指導・支援を受けている児童・生徒数は増加傾向にあります。引き続き必要な指導・支援を受けられるよう環境整備に取り組んでいきます。					

基本施策5 学校運営の充実

取組指標 5	1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働をしている教員の割合
指標の 考え方	教員の業務の効率化が進むことにより、時間外労働をしている教員の割合が減少する。

項目	計画期間					目標
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 年度
教員の割合	21.7%	24.7%	18.7%	16.0%	—	0.0%
現状分析	月 80 時間を超える時間外労働をしている教員の割合は減少しています。引き続き学校運営に係る人的支援等に取り組み、教職員の働き方改革を進めていきます。					

基本施策6 教育環境の充実

取組指標 6

体育館照明の LED 化実施済校数

指標の 考え方

学校の施設環境の向上が進むことにより、体育館照明の LED 化実施済みの学校数が増加する。

項目	計画期間					目標
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 年度
学校数（累計）	16 校	26 校	26 校	26 校	—	28 校
現状分析	令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、体育館照明における LED 化の設備改修工事が実施できませんでしたが、令和 3 年度には 10 校実施し、累計で小中学校 28 校中 26 校となりました。今後は、建替えが決定した学校について、建替え時に LED 化を実施する予定です。					

基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

基本施策7 ネットワーク型の学校経営システム*の構築

取組指標 7

教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数

指標の 考え方

連携・協力を得ながら教育活動が推進することで、件数が増加する。

項目	計画期間					目標
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 年度
件数	1,150 件	1,292 件	1,588 件	1,742 件	—	1,500 件
現状分析	教育活動の充実に向け連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数は 1,500 件を超えました。引き続き、コミュニティ・スクール*として地域や企業等と連携した学習に取り組めます。					

基本施策8 幼保小中連携の推進

取組指標
8

小・中学校が連携した教育活動の実施回数

指標の
考え方

小・中学校の連携が進むことで、連携した教育活動の実施回数が増加する。

項目	計画期間					目標
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 年度
件数	145 回	181 回	215 回	160 回	—	190 回
現状分析	中学校区ごとに小中連携の取組を工夫して実施しました。あいさつ運動は5校区で、部活動体験や体験授業は3校区で実施しました。引き続き、小中学校の連携を推進します。					

基本施策9 児童・生徒の安全・安心の確保

取組指標
9

学校管理下における傷病事故件数

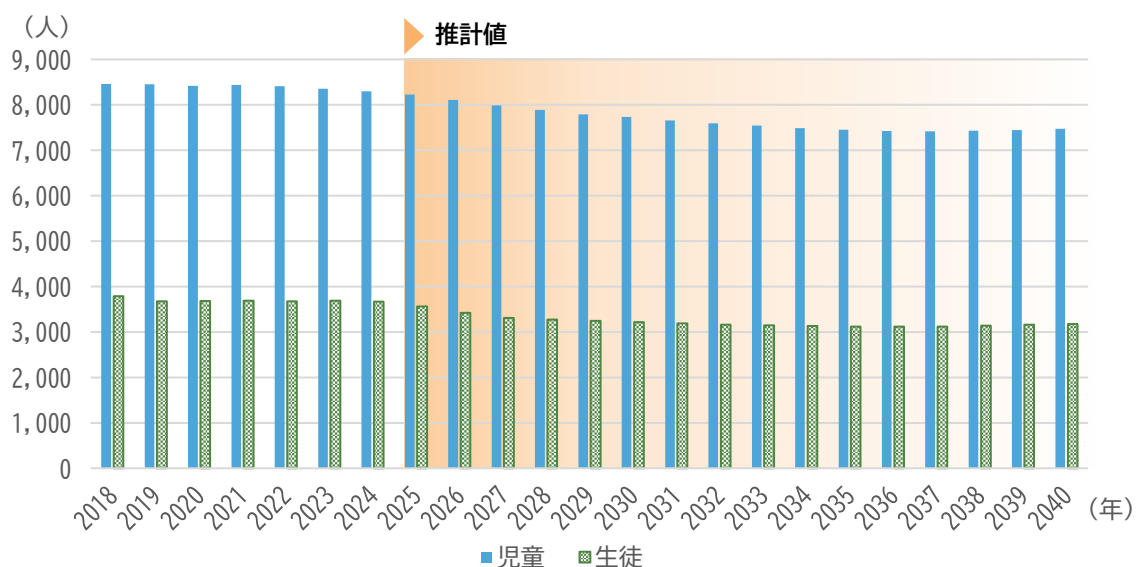
指標の
考え方

児童・生徒を守る取組が推進されることにより、学校管理下における傷病事故件数が減少する。

項目	計画期間					目標
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R6 年度
傷病事故件数	381 件	428 件	446 件	321 件	—	420 件
現状分析	感染症まん延以前の状況に戻りつつある教育活動の中で、学校管理下における傷病事故件数も、以前の状況まで戻るような傾向にありますが、活動が増えた中でも傷病事故件数の大幅な増加は抑えられています。今後も、児童・生徒を守る取組を推進します。					

4 立川市の学校教育を取り巻く状況

児童・生徒数



(出典) 立川市教育委員会調べ

令和5(2023)年9月に本市がまとめた将来人口推計をもとに教育委員会で算出した令和7(2025)年以降の学級編制児童・生徒数の推計値では、令和6(2024)年と比較し児童・生徒数共に緩やかに減少して推移することが見込まれています。

※令和7(2025)年以降の推計値は令和2(2020)年度～令和6(2024)年度にわたる増減率(入学時学級編制児童数/前年学区人口×100)の平均値を適用しています。

学校施設の現況

(令和6年4月1日現在)

小学校				
学校名	建築年	敷地面積(㎡)	校舎面積(㎡)	体育館面積(㎡)
第一小学校	平成26年	11,512	7,320	876
第二小学校	昭和40年	13,150	6,071	852
第三小学校	昭和41年	11,808	5,422	871
第四小学校	昭和38年	15,141	5,586	883
第五小学校	昭和39年	15,624	7,117	868
第六小学校	昭和40年	11,137	5,217	868
第七小学校	昭和40年	15,144	3,868	1,006
第八小学校	昭和40年	19,610	7,108	1,041
第九小学校	昭和41年	12,370	5,769	718
第十小学校	昭和38年	15,716	5,807	782
西砂小学校	昭和42年	14,978	6,139	738
南砂小学校	昭和45年	9,626	4,524	749
幸小学校	昭和46年	16,165	5,901	768
松中小学校	昭和46年	16,144	6,108	735
大山小学校	昭和47年	16,508	5,410	756
柏小学校	昭和52年	16,728	6,302	882
上砂川小学校	昭和58年	12,419	5,434	852
新生小学校	昭和43年	15,516	6,342	710
若葉台小学校	令和3年	15,978	9,380	1,212
計		275,274	114,825	16,167

(令和6年4月1日現在)

中学校				
学校名	建築年	敷地面積(㎡)	校舎面積(㎡)	体育館面積(㎡)
立川第一中学校	昭和35年	16,720	6,699	1,428
立川第二中学校	昭和35年	25,234	7,466	1,765
立川第三中学校	昭和35年	17,975	7,267	1,713
立川第四中学校	昭和39年	17,213	7,084	1,541
立川第五中学校	昭和39年	19,007	7,552	1,597
立川第六中学校	昭和49年	21,260	7,477	975
立川第七中学校	昭和53年	21,746	7,342	新設中
立川第八中学校	昭和53年	18,097	6,919	1,392
立川第九中学校	昭和54年	17,992	7,211	1,397
計		175,244	65,017	11,808

本市には、市立小学校が19校、市立中学校が9校あります。学校施設は昭和30年代から40年代に建てられたものが多く、ほとんどの校舎が50年以上経過しています。そのため、「立川市公共施設保全計画*」に基づき、平成26(2014)年度より計画的に学校施設等の長寿命化に取り組み、これまでに大規模改修*を第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、南砂小学校の6校で行いました。また、平成26(2014)年度に第一小学校を建て替えるとともに、令和2(2020)年度にけやき台小学校と若葉小学校を統合した若葉台小学校の新校舎を、けやき台小学校跡地に建設しました。

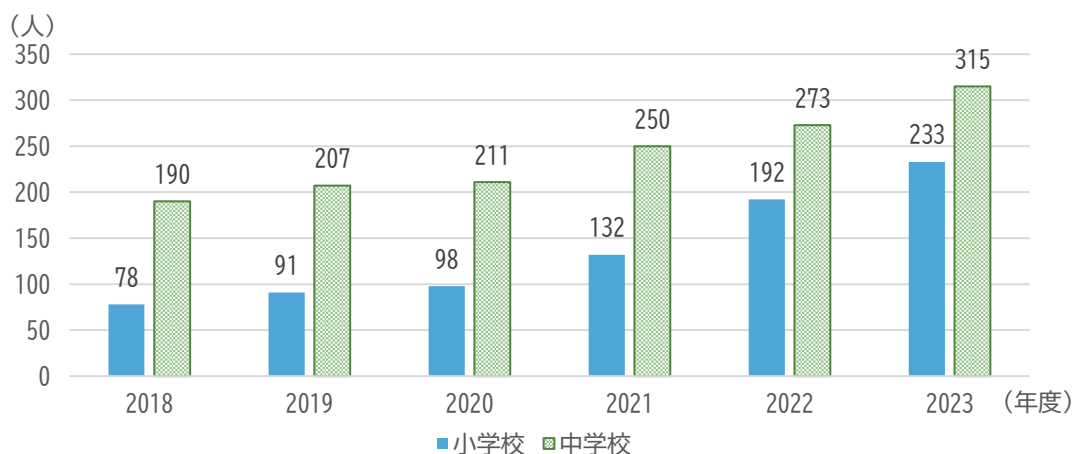
今後は公共施設の再編に取り組む「立川市公共施設再編個別計画*」等に基づき、学校施設の複合化を含めた建替えや改修を行っていきます。令和6(2024)年度は、第二小学校、立川第五中学校の順で建替えに向け検討を進めています。

このような計画とは別に、体育館へ空調機設置や照明LED化を実施しました。また、小学校35人学級に伴う普通教室の不足に対応するため、小学校3校の校舎増築工事を実施しました。このほか、体育館や校庭などの必要な改修・修繕を順次行っていきます。



若葉台小学校

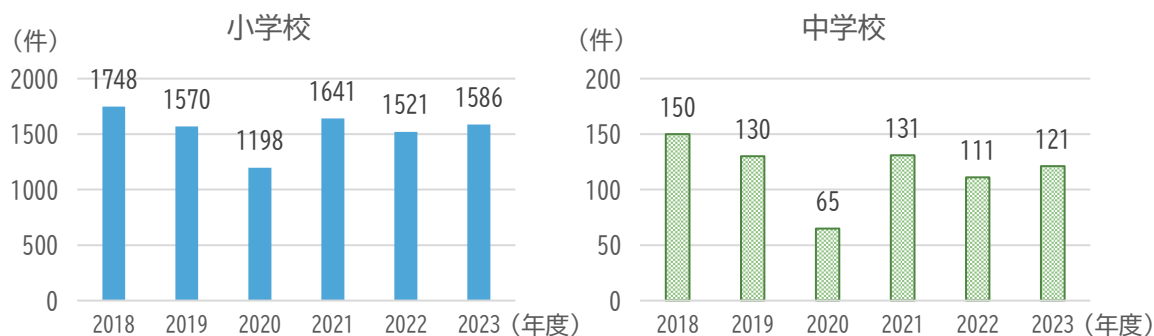
不登校児童・生徒数



(出典) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(以下「点検・評価表」という。)

「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査*結果」(令和6(2024)年10月 文部科学省)によると、全国の不登校児童・生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっています。本市の不登校児童・生徒数も近年増加傾向にあり、令和5(2023)年度は小学校不登校児童数233人、中学校不登校生徒数315人となっています。

いじめ認知件数

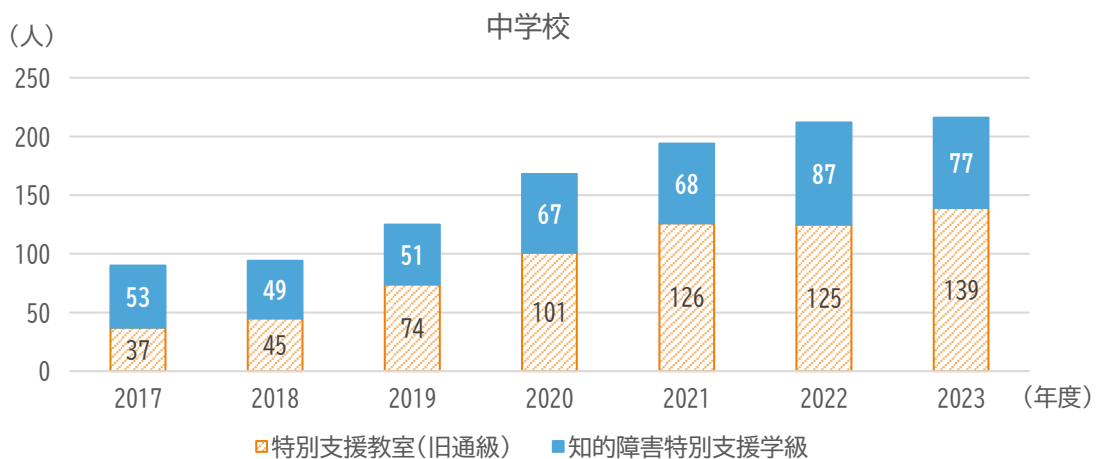
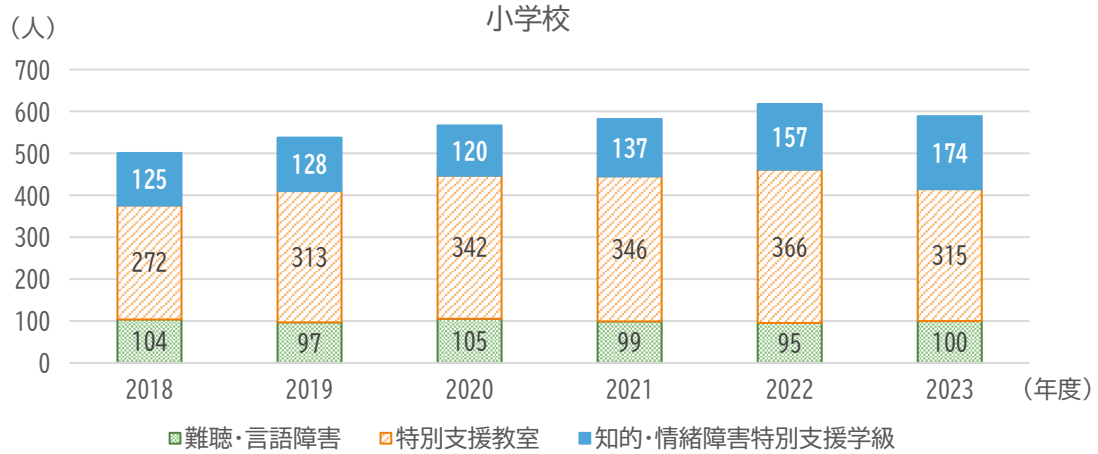


(出典) 点検・評価表

全国の小中高等学校及び特別支援学校*におけるいじめ*の認知件数は、「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると増加傾向にあります。本市におけるいじめの認知件数は、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2(2020)年度に減少したものの、令和3(2021)年度以降は新型コロナウイルス感染症流行前と同水準となっています。

特別支援学級等利用内訳

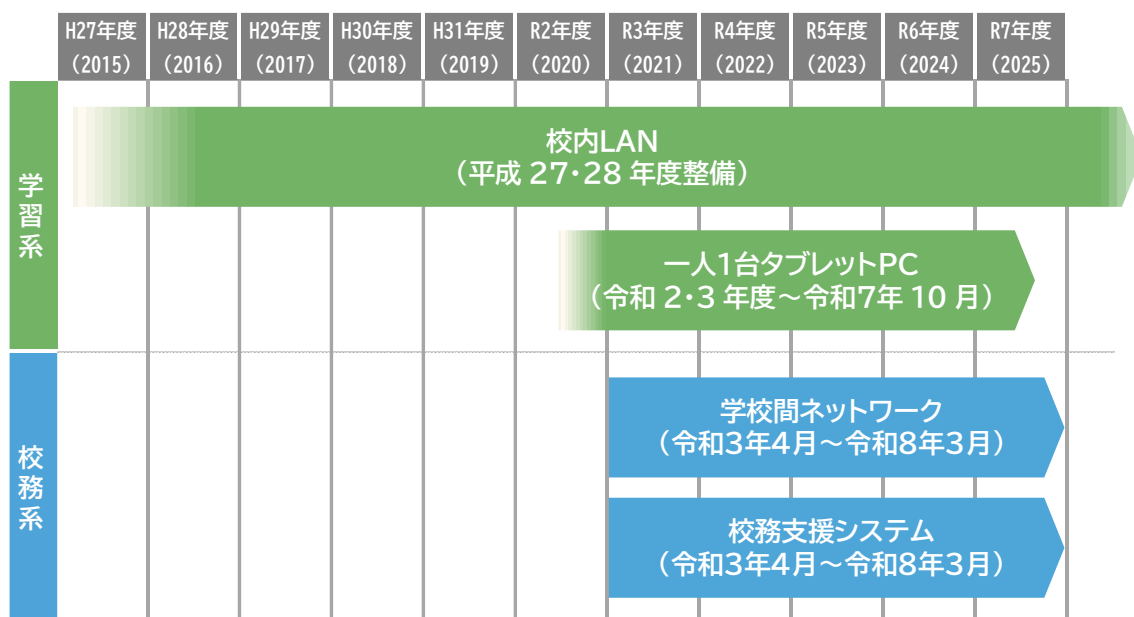
(各年度5月1日現在)



(出典) 点検・評価表

特別支援学級*等の利用者数は、小学校では知的・情緒障害特別支援学級の利用者数が増加傾向にあります。また、特別支援教室は、平成 31 (2019) 年度以降 300 人を超えて推移しています。中学校では、知的障害特別支援学級*と特別支援教室の利用者数は共に増加傾向にあります。

ICT 環境の整備状況



本市の小中学校における ICT*環境の整備については、児童・生徒の情報活用能力の育成のために、機器の導入やインターネット接続環境の整備などを順次進めてきました。学習系としては、平成 27・28（2015・2016）年度に校内 LAN*、令和 2・3（2020・2021）年度に一人 1 台タブレット PC を整備しました。また、校務系としては、令和 3（2021）年 4 月に学校間ネットワーク*と校務支援システム*が稼働しました。

一人 1 台タブレット PC や学校間ネットワーク、校務支援システムについては、契約終期に伴い令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度を目途に更新する必要があります。

5 立川市の学校教育における課題

計画の策定にあたり、国や東京都の動向、立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況、本市の学校教育を取り巻く状況等を踏まえて、現時点での主な課題を以下のとおり整理しました。

学びの充実について

全国学力・学習状況調査の結果からも児童・生徒の学力向上は継続的な課題と言えます。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図る必要があります。また、子ども達の学力・学習意欲を高めるため、教員の指導力や資質・能力の向上を図ることが求められます。

子ども同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と学び合う「協働的な学び」の機会を確保し、他者を思いやる豊かな心を育み、様々な社会の変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるような資質・能力を育成することが求められます。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るとともに、学校における基盤的なツールとなる ICT も最大限活用しながら「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められます。



→ 基本方針1 学校教育の充実

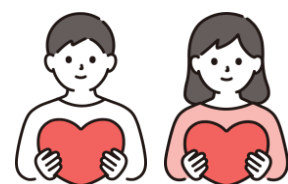
→ 基本方針3 学校教育環境の充実

不登校・いじめ対策について

不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、多様な教育機会の確保や支援体制の充実などが求められます。不登校児童・生徒一人ひとりのニーズに対応した、誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実が必要です。

また、いじめの認知件数は新型コロナウイルス感染症流行前と同水準となっており、今後も学校と教育委員会が連携していじめ防止対策に取り組む必要があります。

他者への思いやり、自他の生命や人権を尊重する教育を推進し、豊かな心を育む教育を推進することが求められます。



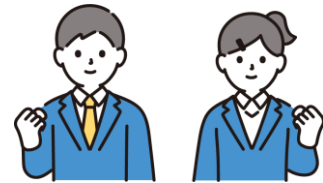
→ 基本方針1 学校教育の充実

特別支援教育の充実について

特別支援学級・特別支援教室の利用者数は増加傾向にあり、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの特性に合わせた教育を行うための環境整備や支援体制が求められています。また、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム*構築のために必要不可欠なものです。障害のある児童・生徒のニーズに対応した校内支援体制を構築するとともに、教職員の特別支援教育に関する専門性や授業力等を高めていくことが必要と考えられます。

…➡ 基本方針1 学校教育の充実

…➡ 基本方針2 特別支援教育の推進



教員の働き方改革について

1か月当たり80時間を超える時間外労働をしている教員の割合は、減少傾向にあります。子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題がより複雑化・多様化してきている中、ICT環境整備等による業務の効率化や業務支援のための人員配置、指導体制の充実等により、教員の働き方改革をさらに進めることが求められます。

…➡ 基本方針1 学校教育の充実

…➡ 基本方針3 学校教育環境の充実



ICT環境について

先述のとおり、ICTは「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教員の長時間勤務を解消し、働き方改革を実現する上でも大きな役割を果たしています。ICTは、学校現場において必須のものであり、今後の利用増加によりネットワークへの負荷が増大することから、安定して利用することのできる環境整備が求められます。

…➡ 基本方針3 学校教育環境の充実



安全・安心な給食提供について

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たしています。近年の食材料価格の高騰や食物アレルギーのある児童・生徒の増加等の社会環境の変化に適切に対応し、国が定める「学校給食衛生管理基準*」を満たす、安全・安心な栄養バランスのとれた給食の提供を安定して継続することが求められます。

…➤ 基本方針4 学校給食の提供と食育の推進



児童・生徒について

令和7（2025）年以降の児童・生徒数は、緩やかに減少して推移することが見込まれています。今後の児童・生徒数の推移を注視するとともに、地域の特性や課題など様々な要因に留意しながら、教育的視点に基づく学校規模の適正化を進める必要があります。また、児童・生徒等が通う学校は集団生活を営む場所であるため、感染症が発生した場合には感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響が生じます。日頃より、児童・生徒の健康の保持増進に対する取り組みや教室内の環境衛生の確保が求められます。

…➤ 基本方針3 学校教育環境の充実

…➤ 基本方針5 教育行政の推進

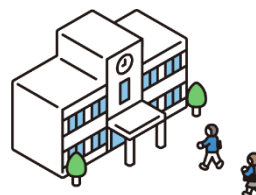


学校施設について

学校施設については、ほとんどが建設されてから50年以上経過しています。老朽化が進んでいる中、児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保するために適切な維持管理を行うとともに、計画的に学校施設を更新していくことが求められます。

…➤ 基本方針5 教育行政の推進

…➤ 基本方針6 公共施設マネジメントの推進



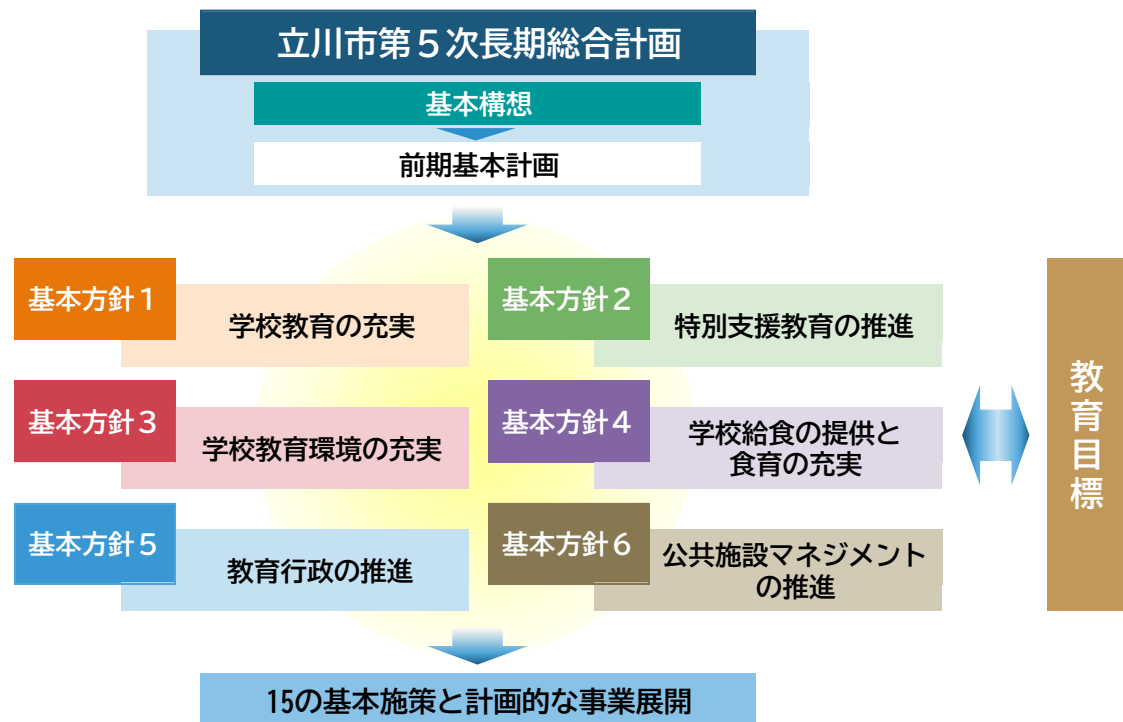
第3章 計画の体系

1 計画の方向性

義務教育9年間は、子どもたちの生きる力^{*}の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う重要な時期です。

立川市教育委員会は、誰一人取り残さない、多様な人々が共に生きる社会の実現に向けた学校教育を推進します。また、学校や家庭、地域・社会と連携・協働して、今を生きるすべての子どもたちの成長を支え、これからの社会を生きていくために必要となる確かな力を育む取組を進めていきます。

具体的には、今後5年間を見据えた本市の学校教育の方向性として、「学校教育の充実」、「特別支援教育の推進」、「学校教育環境の充実」、「学校給食の提供と食育の充実」、「教育行政の推進」及び「公共施設マネジメントの推進」を基本方針として掲げ、15の基本施策に基づき計画的に事業を展開していきます。



立川市教育委員会は、教育基本法の精神にのっとり、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、新しい文化の創造を目指す。

本市のまちづくりの将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現のために、生命尊重と人間尊重の精神を基調とし、家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携のもとに、すべての市民が生涯を通じて自主的に学び、充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現と、子どもたちが心身ともに健康で知性に富み、道徳心と体力を育み、人間性豊かに成長することを願い

- 生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立とうとするひとづくり
- いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶひとづくり
- いきいき健康、生涯スポーツを目指すひとづくり
- 歴史や伝統文化を継承し発展させるひとづくり
- 国際社会で主体的に貢献し活躍するひとづくり

に向けた教育を推進する。

(平成 27 (2015) 年 4 月 16 日立川市教育委員会決定)

立川市第 5 次長期総合計画基本構想 政策方針（教育）

子どもたちの生きる力を育む学校教育を推進します

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自らの個性や能力を伸ばし、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るとともに、誰一人取り残さず、家庭・地域とともに歩む学校づくりを進めます。

2 計画の基本方針

「立川市第5次長期総合計画」に掲げた政策の実現に向け、施策展開の視点や事業展開の方向性として、6つの基本方針を掲げます。

基本方針

1

学校教育の充実

児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することで、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばします。また、学校・家庭・地域の連携により、学校教育の充実を図ります。

特別支援教育の推進

障害の有無にかかわらず、自己肯定感や自信を持って、いずれの学びの場においても安全に楽しく学校生活を送ることを支援します。

基本方針

2

基本方針

3

学校教育環境の充実

児童・生徒が充実した学校生活が送れるよう、教育環境を整備します。

学校給食の提供と食育の充実

安全・安心な栄養バランスのとれた給食の提供を行い、児童・生徒の健康増進に取り組みます。給食を活用し、小中学校における食育の充実を支援します。

基本方針

4

基本方針

5

教育行政の推進

子どもを取り巻く学びの環境が変化するなかで、総合的な教育行政の政策を立案し、社会の変化に対応した効果的な教育施策を推進します。

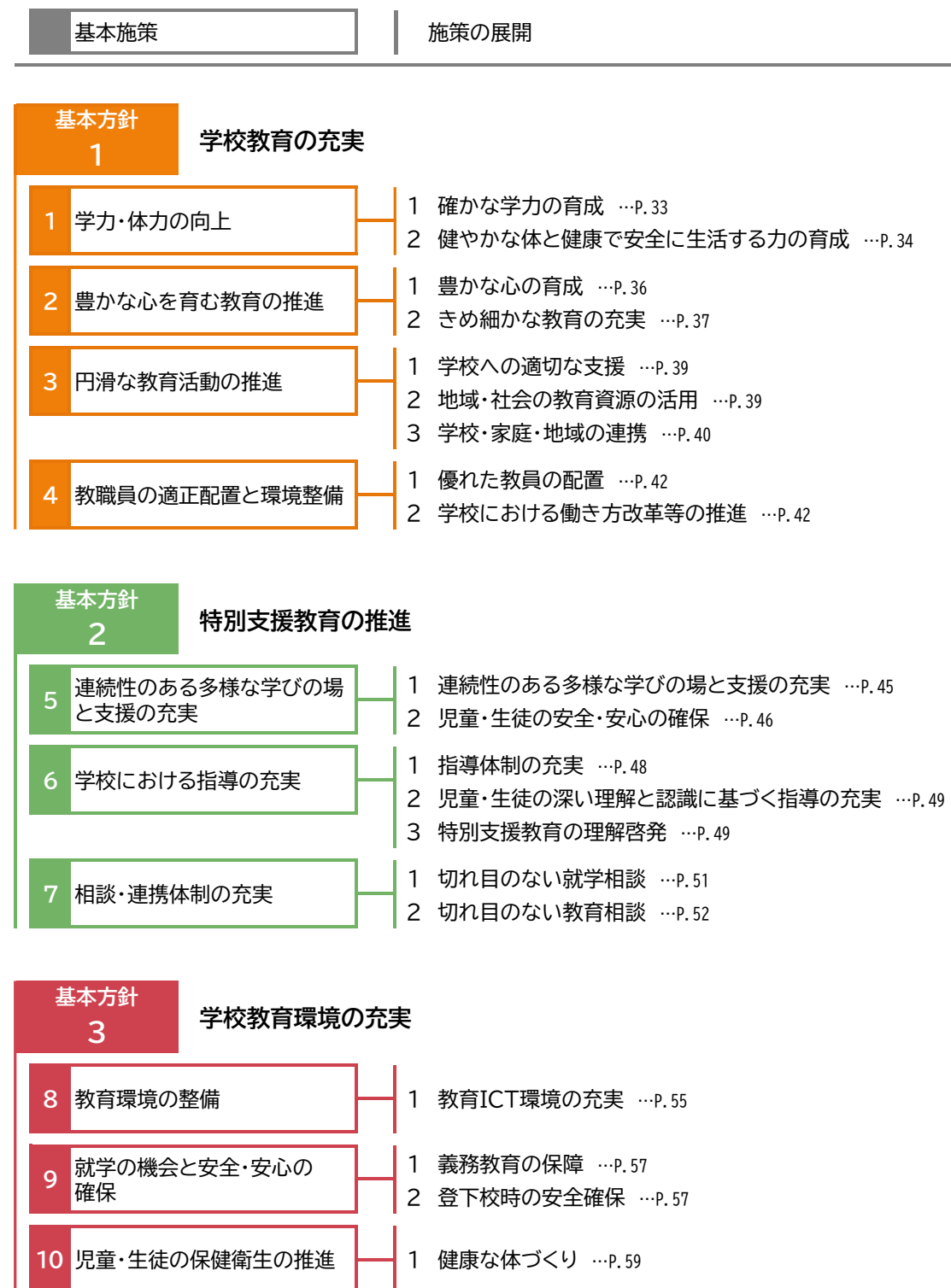
公共施設マネジメントの推進

公共施設の再編と計画的な更新を進めるとともに、市の公有財産を有効に活用し、効率的な管理を行います。

基本方針

6

3 計画の体系図



基本施策

施策の展開

基本方針
4

学校給食の提供と食育の充実

11 学校給食事業の適切な運営

- 1 東・西調理場の管理運営 …P. 62
- 2 学校給食費の徴収管理 …P. 63

12 安全・安心な給食の提供と食育の充実

- 1 安全・安心な給食提供の推進 …P. 65
- 2 食育支援の推進 …P. 67

基本方針
5

教育行政の推進

13 総合的な教育行政の企画と推進

- 1 教育施策の推進 …P. 70
- 2 持続可能な環境の整備 …P. 70

14 学校施設環境の維持管理と充実

- 1 良好な学校施設の維持 …P. 72
- 2 環境に配慮した学校施設や設備の整備 …P. 72

基本方針
6

公共施設マネジメントの推進

15 公共施設の計画的な更新

- 1 学校施設の更新 …P. 75

第4章 事業の展開と今後の方向性

基本方針の構成

● 基本方針

施策展開の視点や事業展開の方向性として掲げるものです。組織的には、課レベルで取り組む内容となります。

● 施策の展開

基本方針の実現のため、基本施策をどのように展開するか記載しています。

基本方針 1 学校教育の充実

基本施策 1 学力・体力の向上

施策の展開 1 確かな学力の育成

- 1-1-① 基礎的・基本的な知識・技能等の習得
- 1-1-② 教員研修の充実
- 1-1-③ ICT機器を活用した授業改善の推進
- 1-1-④ 外国語教育の推進
- 1-1-⑤ 読書活動の推進

施策の展開 2 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

- 1-2-① 体力の向上と健康教育の推進
- 1-2-② 地域の力を活用した取組の推進
- 1-2-③ 安全教育や防災教育の推進

● 基本施策

基本方針に基づき、計画期間に実施する施策を示しています。組織的には、係レベルで取り組む内容となります。

● 取組項目

施策の推進のために、計画期間に実施する取組を記載しています。

施策の展開

1-2-③ 安全教育や防災教育の推進

基本施策

取組項目

指標

時間外在校等時間が1か月あたり
45時間超の教員

基準値
(R5年度)

64%

目標値
(R11年度)

0%

● 指標

今後5年間にわたり進捗状況を管理するとともに、成果の検証を行うため、基本施策ごとに主な指標を設定しています。

基本方針 1 学校教育の充実

基本施策 1 学力・体力の向上

施策の展開 1 確かな学力の育成

- 1-1-① 基礎的・基本的な知識・技能等の習得
- 1-1-② 教員研修の充実
- 1-1-③ ICT機器を活用した授業改善の推進
- 1-1-④ 外国語教育の推進
- 1-1-⑤ 読書活動の推進

施策の展開 2 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

- 1-2-① 体力の向上と健康教育の推進
- 1-2-② 地域の力を活用した取組の推進
- 1-2-③ 安全教育や防災教育の推進

基本施策 2 豊かな心を育む教育の推進

施策の展開 1 豊かな心の育成

- 2-1-① 人権教育の推進
- 2-1-② 道徳教育の推進
- 2-1-③ いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- 2-1-④ 自他の生命を尊重する取組の推進
- 2-1-⑤ 立川市民科を中心とした文化的な教育活動の推進

施策の展開 2 きめ細かな教育の充実

- 2-2-① 様々な困難を抱える児童・生徒への支援
- 2-2-② 不登校児童・生徒への支援
- 2-2-③ 幼保小中連携の推進

基本施策 3 円滑な教育活動の推進

施策の展開 1 学校への適切な支援

- 3-1-① 学校教育の支援
- 3-1-② 外国にルーツをもつ児童・生徒への支援

施策の展開 2 地域・社会の教育資源の活用

- 3-2-① 地域・社会の教育資源活用による環境整備
- 3-2-② 中学校部活動の地域連携・地域移行

施策の展開 3 学校・家庭・地域の連携

- 3-3-① コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進
- 3-3-② 主体的に社会に関わる児童・生徒の育成
- 3-3-③ 情報発信

基本施策 4 教職員の適正配置と環境整備

施策の展開 1 優れた教員の配置

- 4-1-① 教員の人材育成
- 4-1-② 教員の適正配置

施策の展開 2 学校における働き方改革等の推進

- 4-2-① 教職員の意識改革
- 4-2-② 人的支援の活用
- 4-2-③ 教職員保健衛生の適切な実施

基本施策 1

学力・体力の向上

現 状

- 立川市教育委員会や各学校の教育目標の実現に向け、全校を研究独自校として指定し、学習指導力や学校組織力の向上に資する取組を推進しています。
- 算数・数学科や外国語科において、少人数・習熟度別指導*を行い、児童・生徒の習熟の程度に応じたきめ細かい学習指導の充実を図っています。

主な課題

- 研究や教職員研修により得た情報について、校内に広く還元するとともに、効果的な取組について、自校に生かしていく必要があります。

指 標 1	全国学力・学習状況調査の平均正答率を 100 とした時の達成率（①小学校 6 年生、②中学校 3 年生）	基準値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)
		①99.5% ②105.2%	①105% ②105%
指 標 2	運動やスポーツをすることが好きと回答した児童・生徒の割合（①小学校 6 年生、②中学校 3 年生）	基準値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)
		①85.8% ②83.3%	①87.5% ②85.0%

指標の考え方

1. 全国学力・学習状況調査の結果から課題を分析・把握して指導改善に生かすことで、学力向上につなげます。
2. 東京都統一体力テストにおける意識調査から、児童・生徒の運動やスポーツに対する意欲を把握し、更なる体力向上の取組につなげます。



▶ 基本施策 6 学校における指導の充実 …P. 47

▶ 基本施策 8 教育環境の整備 …P. 54

▶ 基本施策 12 安全・安心な給食の提供と食育の充実 …P. 64

施策の展開 1 確かな学力の育成

児童・生徒一人ひとりの学習の進度や興味・関心、発達段階等に応じた学びを実現するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進します。

取組項目

1-1-① 基礎的・基本的な知識・技能等の習得

算数・数学科や外国語科における少人数・習熟度別指導や、小学校における教科担任制の一層の充実を図ります。

1-1-② 教員研修の充実

市内全ての教員に対し、職層に応じた資質・能力の向上や「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善に向け、研修の充実を図ります。

1-1-③ ICT 機器を活用した授業改善の推進

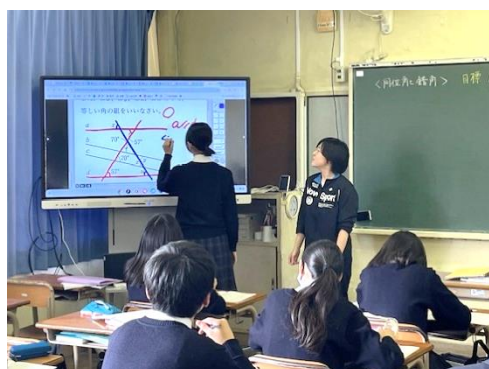
タブレット PC や電子黒板等の ICT 機器を効果的に活用した分かりやすい授業や、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図り、授業改善を推進します。

1-1-④ 外国語教育の推進

英語学習に対する学習意欲を高め、確かな英語力とコミュニケーション能力の育成に向け、TGG (Tokyo Global Gateway)* GREEN SPRINGS (立川) や外国語指導助手 (ALT)* を効果的に活用します。

1-1-⑤ 読書活動の推進

学校図書館に求められる3つの機能（読書センター・学習センター・情報センター）を充実させるとともに、市立図書館とも連携し、読書に親しむ環境の充実を図ります。



電子黒板を活用した授業



TGG GREEN SPRINGS(立川)で
買い物体験

施策の展開 2 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

学校におけるスポーツとの多様な関わり方を含めた健康教育を推進するとともに、危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力の向上を図ります。

取組項目

1-2-① 体力の向上と健康教育の推進

スポーツとの多様な関わり方（する・みる・支える・知る）を通じた取組や、各学校の実情を踏まえた体育的活動（一校一取組運動）を推進するとともに、発達段階に応じた健康に関する指導を外部講師等も活用しながら推進します。

1-2-② 地域の力を活用した取組の推進

小学校において、民間等屋内プール施設を活用した水泳授業への移行を進めていきます。また、中学校の部活動において、地域スポーツ団体やプロスポーツ団体、近隣大学等と連携した地域連携・地域移行を段階的に推進します。

1-2-③ 安全教育や防災教育の推進

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けるため、安全教育や防災教育の推進を図ります。



民間の屋内プール施設を活用した小学校の水泳授業



立川消防署などによる救命講習会



立川警察署による交通安全教室

基本施策 2

豊かな心を育む教育の推進

現 状

- 生命を尊重する教育、道徳教育や人権教育の推進、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組を推進しています。
- 多様な支援が必要な児童・生徒及びその保護者に対し、スクールカウンセラー*や学校支援員*などによる支援に取り組んでいます。不登校児童・生徒やその保護者への支援として、学校からの要請に応じ、スクールソーシャルワーカー*を派遣しています。

主な課題

- 豊かな心を育む様々な活動を継続するとともに、教職員、地域、関係機関等と連携し、こども基本法等の考え方にに基づき、児童・生徒の生命と人権を守る教育を徹底していく必要があります。
- 児童・生徒の心的状況を丁寧に把握するとともに、児童・生徒やその家族を取り巻く環境がより複雑化していることを踏まえ、外部人材を活用した授業の充実や、支援の強化を図る必要があります。

指 標

毎日楽しく学校に通っている児童・生徒の割合（①小学生、②中学生）

基準値
(R5年度)

①87.8%
②84.9%

目標値
(R11年度)

①90.0%
②87.0%

指標の
考え方

豊かな心、互いを尊重する心が育まれることを把握するための一つの指標として、児童・生徒アンケートにより、楽しく学校に通っている児童・生徒の割合を活用します。

関連する
主な基本
施策



基本施策 7 相談・連携体制の充実 …P. 50

施策の展開 1 豊かな心の育成

他者を思いやり、自他の生命や人権を尊重する教育を推進します。

取組項目

2-1-① 人権教育の推進

様々な人権課題に対する知識と理解を一層深め、人権尊重の理念*を定着させ、あらゆる偏見や差別・暴力をなくす人権教育の充実を図ります。

2-1-② 道徳教育の推進

児童・生徒の豊かな心を育成するため、道徳科の全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳科を要として道徳教育を推進します。また、道徳授業地区公開講座の内容の充実を図り、学校・保護者・地域と連携した道徳教育を推進します。

2-1-③ いじめの未然防止・早期発見・早期対応

「立川市いじめ防止基本方針*」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等の対策を推進するとともに、学校と家庭や地域、関係機関等と連携した取組の一層の充実に努めます。また、外部人材を活用した「いじめ防止授業」に取り組みます。

2-1-④ 自他の生命を尊重する取組の推進

児童・生徒が自他の心と体、命を守るため、「SOS の出し方に関する教育*」及び「生命（いのち）の安全教育*」を推進します。また、学校と家庭とで協力し、児童・生徒の不安や悩みを適切に把握し、スクールカウンセラーや関係機関と連携して不安や悩みの解消に努めます。

2-1-⑤ 立川市民科*を中心とした文化的な教育活動の推進

地域に根差した探究的な学習である立川市民科の取組を中心として、近隣施設等を活用し、日本及び立川の伝統・文化への理解や、国際理解教育*を推進します。



弁護士によるいじめ防止授業



立川市民科で農業体験

施策の展開 2 きめ細かな教育の充実

子どもたちの心身の健やかな成長に向けたサポートの充実を図ります。

取組項目

2-2-① 様々な困難を抱える児童・生徒への支援

全ての学校において、多角的なアセスメントに基づく組織的な対応ができるよう、児童・生徒への心理調査を実施し、学校生活における意欲の向上や不登校の未然防止に活用します。また、虐待やヤングケアラー*等、様々な困難を抱えた児童・生徒に気づき、関係機関へ適切につなぐなどの支援を進めます。

2-2-② 不登校児童・生徒への支援

各学校内に教室以外で過ごすことができる居場所や対応する支援員等の積極的な活用を図ります。また、教育支援センター*や不登校対応巡回教員*・スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を進めます。

2-2-③ 幼保小中連携の推進

幼児と児童の交流や、幼稚園、保育園と小学校の教員が幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めることで、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。また、中学校区ごとに教職員間の交流や研修の充実を図り、小中連携を推進します。



幼保小連携の取組
幼稚園と保育園の年長園児が
入学予定の小学校で1年生と交流



小中連携の取組
6年生が中学校英語科教員による
英語授業を体験

基本施策 3

円滑な教育活動の推進

現 状

- 学校運営や指導についてスクールロイヤー*は、法的見解・根拠に基づき助言を行っています。
- 市内の全小中学校がコミュニティ・スクールとして学校運営協議会*を設置し、学校運営に取り組んでいます。

主な課題

- 多様化する保護者対応、地域への対応に関連して、教職員の対応力を一層高めていく必要があります。
- 地域の特色を踏まえ、地域に根差した学校づくりの充実に向けて、保護者や地域の方々と一緒に考え、協働していく双方向の関係づくりを一層進める必要があります。

指 標

保護者や地域との連携による学校経営を行っていると回答した保護者の割合（①小学校、②中学校）

基準値
(R5年度)

①83.5%
②78.4%

目標値
(R11年度)

①85.0%
②80.0%

指標の考え方

地域の特色を踏まえ、地域に根差した学校づくりの状況を把握するため、保護者アンケートにより、保護者や地域との連携による学校経営を行っていると回答した割合を活用します。

関連する
主な基本
施策

▶ 基本施策5 連続性のある多様な学びの場と支援の充実 …P. 44

施策の展開 1 学校への適切な支援

多様な背景をもち、様々な困難を抱える児童・生徒に対し、多面的な支援を行います。

取組項目

3-1-① 学校教育の支援

児童・生徒一人ひとりが安全・安心に学校生活を過ごすことができるよう、学校運営の実情や必要性に応じて、学校支援員等を適切に配置します。

3-1-② 外国にルーツをもつ児童・生徒への支援

外国にルーツをもつ児童・生徒が、日常生活や、授業を理解する上で必要な日本語の能力を身に付けられるよう、通訳協力員による支援や ICT 機器の活用、日本語教室の案内などを行います。

施策の展開 2 地域・社会の教育資源の活用

地域や事業者と連携して、教育環境等の整備を図ります。

取組項目

3-2-① 地域・社会の教育資源活用による環境整備

学校の教育活動をより充実させるため、地域の様々な資源を活用して、児童・生徒の活動環境や教育環境を整備・確保します。また、文化的行事や宿泊行事などの体験的活動の充実が図られるよう、学校を支援します。

3-2-② 中学校部活動の地域連携・地域移行

関係団体や大学などの様々な資源を活用して、中学校部活動の地域連携・地域移行を段階的に推進します。



日光移動教室（小学校6年生）



大学生による部活動の技術指導

施策の展開 3 学校・家庭・地域の連携

学校教育を通じてよりよい社会を創るために、地域人材や物的資源を活用して、学校・家庭・地域が連携した教育を推進し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。

取組項目

3-3-① コミュニティ・スクールと地域学校協働本部*の一体的な推進

地域や市内外の多様な資源を、授業や児童・生徒への支援等に積極的に活用し、地域と連携した教育活動をより一層推進します。地域と学校をつなぐ地域学校コーディネーターを中心として地域学校協働活動を充実させ、地域人材を活用した学校支援を組織的に展開します。

3-3-② 主体的に社会に関わる児童・生徒の育成

日々の生活や学校をはじめ、社会において自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現できるように、立川市民科等の充実を図り、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育を推進します。

3-3-③ 情報発信

保護者や地域の方々に学校を知ってもらうことで関係を深め、「みんなで子どもを育てる」環境をつくるため、学校公開や学校ホームページ等の内容の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。



立川市民科で探究的な学びを実践
幸小学校「地域の自慢を紹介しよう」



立川市民科で地域の方々と交流
立川第五中学校 地域交流会「砂川楽」
ちぎり絵（うちわ作り）

基本施策 4

教職員の適正配置と環境整備

現 状

- 東京都教育委員会と適切に連携を図り、教職員を適正に配置しています。
- 教員の働き方改革として、出退勤システムによる教職員の勤務時間の実態を把握するとともに、スクールサポートスタッフや副校長補佐を配置し、教員や副校長への業務支援を行いました。
- 学校保健安全法に基づき教職員の健康診断を実施しています。また、希望者には肺がん検診、消化器検診、子宮がん・乳がん検診を実施しています。

主な課題

- 各種支援員等の活用により、教員の働き方改革は進んできているものの、依然として勤務時間の長い教員が多い状況にあります。
- 循環器検診や結核検診は各学校への巡回実施より、一斉検診の要望もあり、検診方法が課題です。

指 標

時間外在校等時間が1か月あたり
45時間超の教員

基準値
(R5年度)

64%

目標値
(R11年度)

0%

指標の
考え方

学校における働き方改革等を推進し、時間外在校等時間が減少することで、教員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境づくりにつながります。

関連する
主な基本
施策

▶ 基本施策 8 教育環境の整備 …P. 54

▶ 基本施策 10 児童・生徒の保健衛生の推進 …P. 58

施策の展開 1 優れた教員の配置

本市の教育理念を理解し、これからの教育を担う優れた人材を育成するとともに、公募制度等を活用して教員の適正配置を行います。

取組項目

4-1-① 教員の人材育成

研修や研究の機会を確保し、継続的・計画的な人材育成を進めていきます。

4-1-② 教員の適正配置

児童・生徒の学びの環境を支えるために、東京都教育委員会と連携を図り、公募制度等も活用し、教員の資質、能力、適性等を生かした適材適所の教員配置を行います。

施策の展開 2 学校における働き方改革等の推進

業務の効率化や指導体制の充実を進めることにより、教職員が心身ともに健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを進めます。

取組項目

4-2-① 教職員の意識改革

校務支援システムの効果的な活用や、在校等時間の見える化、管理職の働きかけ等により、教職員一人ひとりがタイムマネジメントを意識した働き方ができるようにします。

4-2-② 人的支援の活用

小学校における教科担任制等を進めるとともに、「学校・教師が担う業務に係る3分類*」を推進し、役割分担の見直しや、副校長補佐、スクールサポートスタッフ、エデュケーション・アシスタント*、部活動指導員などの外部人材を活用することにより、教員の業務負担を軽減します。

4-2-③ 教職員保健衛生の適切な実施

教職員を対象とした検診及び健康診断、ストレスチェックなどを実施し必要に応じて受診勧奨やメンタルヘルス相談につなげます。

基本方針 2 特別支援教育の推進

基本施策 5 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

施策の展開 1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

- 5-1-① 特別支援学級等の整備・運営支援
- 5-1-② 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実

施策の展開 2 児童・生徒の安全・安心の確保

- 5-2-① 介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備
- 5-2-② バリアフリーの整備

基本施策 6 学校における指導の充実

施策の展開 1 指導体制の充実

- 6-1-① 教職員の専門性向上
- 6-1-② 校内体制の充実

施策の展開 2 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

- 6-2-① 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

施策の展開 3 特別支援教育の理解啓発

- 6-3-① 交流及び共同学習の充実
- 6-3-② 副籍制度等による交流活動の推進
- 6-3-③ 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

基本施策 7 相談・連携体制の充実

施策の展開 1 切れ目のない就学相談

- 7-1-① 就学相談機能の充実
- 7-1-② 就学における関係機関との連携

施策の展開 2 切れ目のない教育相談

- 7-2-① 教育相談機能の充実
- 7-2-② 教育相談における関係機関との連携

基本施策 5

連続性のある多様な学びの場と支援の充実

現 状

- 国はインクルーシブ教育システムの構築において、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要であるという見解を示しています。本市は、これまで多様な学びの場を整備してきましたが、保護者等から、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級*の開設を求める意見が出ています。また、特別支援教室の開室以降、利用児童・生徒数は増加傾向にあります。

主な課題

- 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な学びの場を選択し、就学後のフォローアップができる学習環境や体制づくりを推進していく必要があります。

指 標

特別支援教室に入室した児童・生徒のうち、個々に設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合

基準値
(R5年度)

17.9%

目標値
(R11年度)

17.9%以上

指標の 考え方

就学後のフォローアップができる学習環境や体制づくりの推進状況を把握・分析していくための指標の一つとして考えています。



▶ 基本施策 3 円滑な教育活動の推進 …P. 38

施策の展開 1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害の有無に関わらず、共に学び合い理解し合うことを追求しつつ、小中学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意し、合理的配慮*の下、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる学習環境や体制づくりを推進します。

取組項目

5-1-① 特別支援学級等の整備・運営支援

障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）や特別支援教室（自閉症*、情緒障害*、学習障害*、注意欠陥多動性障害*）、通級指導学級*（難聴、言語障害）の学習環境や支援体制を整備します。また、小学校自閉症・情緒障害特別支援学級を増設するほか、新たに中学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。

5-1-② 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実

児童・生徒一人ひとりの発達の程度、適応の状況等を考え合わせながら、就学後も柔軟に学びの場を変更できるよう、児童・生徒の状況等に応じた支援体制の充実について検討を進めます。



特別支援教室「キラリ」の授業の様子

施策の展開 2 児童・生徒の安全・安心の確保

障害のある児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう学習環境や体制づくりを推進します。

取組項目

5-2-① 介助や医療的ケア*を必要とする児童・生徒の受入環境の整備

肢体不自由等の児童・生徒や日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう学習環境や支援体制を整備します。

5-2-② バリアフリー*の整備

様々な障害のある児童・生徒の合理的配慮につながる学校施設のバリアフリー化について、学校の状況等に応じた整備を進めます。



学校へ配備した階段昇降機

基本施策 6

学校における指導の充実

現 状

- 通常の学級を含め市立小中学校に在籍している障害のある児童・生徒の状態は多様化していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する専門性や授業力等を高めていくことが求められています。
- 共生社会の形成に向け、将来の社会の担い手である児童・生徒が障害について理解を深めることが求められています。

主な課題

- すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を有した上で、特別支援学級や通級による指導を担当する教職員を中心として、専門性のある支援が実施できる校内支援体制の構築が必要です。
- 共生社会の形成に向けて、児童・生徒、保護者、学校関係機関等、地域全体で特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。

指 標

都立特別支援学校と連携した小中学校への指導・支援の件数

基準値
(R5年度)

35 件

目標値
(R11 年度)

50 件

指標の
考え方

特別支援学校のセンター的機能*を積極的に活用し、教職員の専門性の向上や校内支援体制の充実を図っていきます。



▶ 基本施策 1 学力・体力の向上 …P. 32

施策の展開 1 指導体制の充実

都立特別支援学校と連携した研修等の充実に取り組み、学校における組織的・計画的な特別支援教育の指導の充実につなげます。

取組項目

6-1-① 教職員の専門性向上

特別支援教育に関する教職員の専門性の向上のため、研修の充実や医療や心理、教育等の専門家の活用、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の充実等に取り組みます。

6-1-② 校内体制の充実

学校経営に特別支援教育を明確に位置付けた上で、学校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター*や校内委員会*の充実、学校内外の人材の活用、近隣の都立特別支援学校との連携等、校内体制の充実を図ります。



都立特別支援学校のセンター的機能を活用した研修

施策の展開 2 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

児童・生徒一人ひとりの実態に応じた指導を行うため、組織的・計画的な指導を実施します。

取組項目

6-2-① 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりが、自己の特性にあった学び（学びのユニバーサルデザイン*）ができるようにするため、ICT機器の活用を推進するとともに、「学校生活支援シート*」及び「個別指導計画*」を作成・活用した組織的・計画的な指導・支援に取り組みます。また、「学校生活支援シート」等の活用により、小中学校間や進学先等へ、指導や合理的配慮の状況などを着実に引き継ぎ、児童・生徒の適切な指導につなげていきます。

施策の展開 3 特別支援教育の理解啓発

インクルーシブ教育システムの構築の一環として、各校の実態に応じて、通常の学級や特別支援学級、都立特別支援学校の児童・生徒の「交流及び共同学習*」の内容の充実に取り組むとともに、共生社会の形成に向け、特別支援教育に関して児童・生徒、保護者、地域への理解を深めます。

取組項目

6-3-① 交流及び共同学習の充実

各校の実態に即して、通常の学級と特別支援学級における学びがつながる年間指導計画を作成し、豊かな人間性を育むための交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の更なる充実に取り組みます。

6-3-② 副籍制度*等による交流活動の推進

児童・生徒や保護者の理解の下、市内小中学校と近隣の都立特別支援学校との副籍制度等による交流及び共同学習の充実に向けた取組を進めます。

6-3-③ 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

共生社会の形成に向け、児童・生徒や保護者、学校関係機関、市民等に対する特別支援教育に関する理解啓発活動を推進します。

基本施策 7

相談・連携体制の充実

現 状

- 就学における保護者の相談ニーズが多様化し、合理的な配慮に対する期待度も高まっています。
- 教育相談*については、発達と障害に関する相談のほか、いじめや不登校など、学校や家庭生活を巡る様々な相談を受けており、教育の視点だけで捉えて対応することが難しくなっています。

主な課題

- 子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていくために、切れ目のない就学相談*・教育相談機能の充実に取り組むとともに、医療や福祉等、多様な関係機関との連携体制を充実させていく必要があります。

指 標	就学相談で就学先に関する不安や悩みの解消につながった保護者の割合	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
		92.6%	95.0%

指標の考え方

就学相談を実施した保護者へのアンケート調査結果等を活用し、課題の把握及び改善に取り組むことで、就学先に関する不安や悩みの解消につなげていきます。



▶ 基本施策 2 豊かな心を育む教育の推進 …P. 35

施策の展開 1 切れ目のない就学相談

児童・生徒、保護者に対し、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援内容の提案を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携体制をより一層充実させていきます。

取組項目

7-1-① 就学相談機能の充実

特別な支援を要する児童・生徒及び保護者が、一人ひとりに応じた学びの場を選択できるよう、教育や心理士等の資格を有する就学相談員が、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報の提供や支援内容の提案をします。

7-1-② 就学における関係機関との連携

教育相談や児童発達支援センター、子ども家庭センターとの連携や幼稚園・保育園と小学校など、関係機関との連携を進め、就学における児童・生徒の切れ目のない支援につなげます。



立川市子育て支援・保健センター（はぐくるりん）の外観イメージ

施策の展開 2 切れ目のない教育相談

市内在住の幼児、小中学生、高校生とその保護者を対象に、教育上の悩みや不安事に対し、心理の専門家によるカウンセリングや心理療法等を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携を充実し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげます。

取組項目

7-2-① 教育相談機能の充実

子どもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理士等の資格を有する教育相談員が主訴の改善やよりよい成長・発達を支援します。

7-2-② 教育相談における関係機関との連携

教育、医療、福祉等の複数の視点で支援できるよう、初期段階における心理的な視点でのアセスメントの充実に取り組むとともに、教育や医療、福祉との連携により切れ目のない支援が実施できる環境整備を推進します。



プレイルーム（教育相談）の風景

基本方針 3 学校教育環境の充実

基本施策8 教育環境の整備

施策の展開1 教育ICT環境の充実

- 8-1-① ICT環境整備（構築）
- 8-1-② ICT環境整備（活用支援）

基本施策9 就学の機会と安全・安心の確保

施策の展開1 義務教育の保障

- 9-1-① 教育費の援助

施策の展開2 登下校時の安全確保

- 9-2-① 通学路の安全・安心の確保
- 9-2-② 通学路の安全・安心の確保（登下校時の見守り活動）

基本施策10 児童・生徒の保健衛生の推進

施策の展開1 健康な体づくり

- 10-1-① 児童・生徒保健衛生の適切な実施
- 10-1-② 学校や医療機関と連携した健康管理の推進
- 10-1-③ 薬物乱用防止の啓発
- 10-1-④ 学校内の環境衛生の確保
- 10-1-⑤ 感染症の予防

基本施策 8

教育環境の整備

現 状

- 教員が使う校務系システムについては、校務支援サポーター*の訪問支援やサーバメンテナンス等を行うことでセキュリティを確保し、安定的な運用に努めています。
- 教員と児童・生徒が使う学習系システム（タブレット PC）については、故障、破損時の修理対応等、適切に端末を維持管理するとともに、教職員向けのサポートサイトやヘルプデスクにより ICT を活用した授業等の支援を行っています。

主な課題

- 教育 ICT 環境の整備については、授業での活用の増加に伴いデータ使用量が増加するため安定的な利用のためのネットワークの環境整備が必要です。

指 標

国の示すネットワーク推奨帯域*を満たす学校数

基準値
(R5年度)

0 校

目標値
(R11 年度)

28 校

指標の考え方

学習系システムの通信環境について、国が示す学校規模別の推奨帯域を満たすことで、安定したネットワーク環境が確保できていると判断できます。

関連する
主な基本
施策

▶ 基本施策 1 学力・体力の向上 …P. 32

▶ 基本施策 4 教職員の適正配置と環境整備 …P. 41

施策の展開 1 教育 ICT 環境の充実

学校間ネットワーク・校務支援システム及びタブレット PC の安定的な環境を整備します。また、現在使用している校務系、学習系システムを含む学校の ICT 環境整備をトータルに考え、より効率的なシステムへ再構築し、保守業者と連携して端末を適切に維持管理するとともに、ヘルプデスクの円滑な運用や ICT 支援員の活用など、教員の支援を行うことで全ての子どもたちの学びを保障できる ICT 環境整備を目指します。また、ICT を活用した学びの向上やデータ利活用を推進するための環境を整えます。

取組項目

8-1-① ICT 環境整備（構築）

児童生徒のタブレット PC の更新、クラウド*ベースの次世代型校務支援システムを導入し教員端末を 1 台化、校務系・学習系 2 つのシステムのネットワークを 1 つに統合し高速大容量の通信に対応したネットワーク更改を行います。

8-1-② ICT 環境整備（活用支援）

学習系・校務系システムともに同一保守事業者による統一のヘルプデスク、システム保守、各種機器保守を行うことで教育情報システムの効率的な運用及びセキュリティを確保します。また、教員端末を 1 台化することで教員の場所に囚われない校務作業環境を整備し、教員の働き方改革を推進します。学習系システムにおいては AI デジタルドリル・授業支援ソフト・訪問型 ICT 支援員などを導入し、ICT を活用した教育の質の向上、学習の基盤となる児童・生徒の情報活用能力の育成を図ります。



電子黒板を活用した授業の様子

基本施策 9

就学の機会と安全・安心の確保

現 状

- 就学援助^{*}費の支給や日光移動教室・修学旅行の参加費用の一部補助を行い、教育の機会均等と経済的な負担軽減を図っています。
- 登下校時の安全を確保するため、「立川市通学路安全プログラム^{*}」に基づく通学路の合同点検、通学路等安全推進会議の開催、防犯ブザーや地域安全マップの配付、見守り用GPS端末^{*}の購入助成、学校や通学路への防犯カメラの設置等を行っています。

主な課題

- 経済的な格差が教育の格差につながることをないよう、適切な援助の継続が求められています。
- 学校・家庭・地域と連携して通学路の安全・安心対策を推進する必要があります。

指 標

通学中における負傷事故件数

基準値
(R5年度)

12 件

目標値
(R11 年度)

0 件

指標の 考え方

登下校時の安全を確保することで、通学中における負傷事故件数が減少します。

施策の展開 1 義務教育の保障

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対する必要な援助の実施や、宿泊を伴う学校行事における保護者の負担軽減に取り組みます。

取組項目

9-1-① 教育費の援助

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学援助費の支給を行います。新しく小中学校に入学する児童・生徒の保護者のうち、一定の条件を満たす保護者に対して、入学前に入学準備金の支給を行います。日光移動教室や修学旅行に参加する児童・生徒の保護者に対して、父母負担軽減補助金*の交付を行います。

施策の展開 2 登下校時の安全確保

登下校時の安全確保に向け、交通安全と防犯対策の推進に取り組みます。

取組項目

9-2-① 通学路の安全・安心の確保

学校、保護者、関係部署・機関と連携し、通学路等安全推進会議の開催や通学路の合同点検を行います。児童を犯罪から守るため、防犯ブザーの貸与と見守り用 GPS 端末の購入助成を行います。通学路の危険箇所等を掲載した地域安全マップの配布と通学路に設置した防犯カメラの維持管理を行います。

9-2-② 通学路の安全・安心の確保（登下校時の見守り活動）

PTA などの協力により、登下校時の見守り活動を行います。また、立川市シルバー人材センターの協力により、会員の地域貢献活動として、低学年児童を中心とした下校時の通学路見守り活動を行います。



見守り活動の様子（大山小学校）

基本施策 10

児童・生徒の保健衛生の推進

現 状

- 毎年6月末までに健康診断を実施し、児童・生徒の健康状態を把握しています。治療等が必要な場合、学校医と連携し、学校から速やかに保護者へ健康診断の結果を伝え、児童・生徒の病気等の早期発見を行っています。

主な課題

- 健康診断に使用する検査機器の老朽化により計画的な買い替えが必要です。
- 不登校の児童・生徒の健康診断未受診における対応やその勧奨についての検討が必要です。

指 標

- ①定期健康診断受診率（児童）
- ②定期健康診断受診率（生徒）

基準値
(R5年度)

①98.4%

②94.8%

目標値
(R11年度)

①100%

②100%

指標の考え方

在籍児童・生徒の受診率が向上することで、児童・生徒の健康状態が把握でき、健康な体づくりの推進につながります。

関連する
主な基本
施策

- ▶ 基本施策2 豊かな心を育む教育の推進 …P.35
- ▶ 基本施策4 教職員の適正配置と環境整備 …P.41

施策の展開 1 健康な体づくり

学校と学校医が連携し、児童・生徒の健康の保持増進及び基本的な生活習慣の確立を図ります。悩みを相談できる窓口の存在や薬物乱用防止について啓発をしていく必要があります。学校保健安全法に基づき、環境衛生検査を行い、学校内の環境衛生の適切な維持、管理を行います。

学校の教育活動に支障をきたさないよう、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症の予防に努めます。

取組項目

10-1-① 児童・生徒保健衛生の適切な実施

児童、生徒の健康保持・増進のため、養護教諭や学校医等と連携して法令に則った健康診断を適切に実施していきます。

10-1-② 学校や医療機関と連携した健康管理の推進

学校保健会などと協議を重ねながら、児童・生徒の健康保持増進を図り、保護者や地域に向けた情報発信に努めます。

10-1-③ 薬物乱用防止の啓発

薬物乱用防止推進立川市協議会及び関連部署と連携し、立川市薬物乱用ダメ・ゼッタイフェアを通じて、児童・生徒による薬物乱用防止の啓発に継続的に取り組みます。また、悩みを相談できる窓口の周知を図ります。

10-1-④ 学校内の環境衛生の確保

教室内の環境衛生確保を目的とした、適正な環境衛生検査を実施し、現状の把握に努めます。

10-1-⑤ 感染症の予防

学校や学校医と連携し、感染症に対する基本的な衛生管理として、教室内の換気のほか、手洗い・うがいの励行を継続的に取り組みます。



基本方針 4 学校給食の提供と食育の充実

基本施策11 学校給食事業の適切な運営

施策の展開1 東・西調理場の管理運営

- 11-1-① 効率的な事業運営
- 11-1-② 西調理場の管理運営

施策の展開2 学校給食費の徴収管理

- 11-2-① 学校給食費無償化の実施
- 11-2-② 適切な徴収管理の推進

基本施策12 安全・安心な給食の提供と食育の充実

施策の展開1 安全・安心な給食提供の推進

- 12-1-① 衛生的かつ良質な食材料の調達
- 12-1-② 衛生管理の徹底
- 12-1-③ 手づくり給食の推進
- 12-1-④ 食物アレルギー対応の充実

施策の展開2 食育支援の推進

- 12-2-① 食育指導の支援
- 12-2-② 情報発信の強化

基本施策 11

学校給食事業の適切な運営

現 状

- 東調理場の新設に伴い、令和5（2023）年度2学期から東西2つの共同調理場から市内全ての小中学校に共同調理場方式で給食を提供する体制を整備しました。
- 小学校給食費について、令和6（2024）年度より無償化しました。中学校給食費については、東京都の補助制度の活用により令和6（2024）年度分を無償化しました。

主な課題

- 民間企業の資金やノウハウを活用する PFI 手法*により整備し、平成25（2013）年4月から運営している西調理場は、令和9（2027）年度末で現在の事業契約が終了することから、設備の更新や運営方法の見直しが必要です。
- 中学校給食費については、国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、今後の無償化の実施を検討することが必要です。

指 標

事業モニタリング*結果における要求水準達成割合

基準値
(R5年度)

100%

目標値
(R11年度)

100%

指標の
考え方

東・西調理場で市及び事業者それぞれが事業モニタリングを適切に実施し、事業契約で市が提示している要求水準を達成することで、学校給食事業の適切な運営につながります。

施策の展開 1 東・西調理場の管理運営

PFI 手法により整備した東・西調理場において、民間企業の資金・ノウハウ等を活用した効率的な事業運営を図るとともに、運営事業者への継続的な事業モニタリングの実施等により、共同調理場の給食提供能力の維持・向上に努めます。

また、令和 9（2027）年度末で現在の事業契約が終了する西調理場について、次期事業契約を締結し、安全・安心な給食を安定的に提供します。

取組項目

11-1-① 効率的な事業運営

事業契約において市が提示している要求水準及び事業者の提案事項の達成状況について、市及び事業者それぞれが継続的な事業モニタリングを実施します。

また、市政アドバイザー制度*の活用等による有識者からの助言等も踏まえ、民間企業の資金・ノウハウ等を活用する PFI 手法の利点を最大限に生かした効率的な事業運営を図ります。

11-1-② 西調理場の管理運営

現在の PFI 手法による事業契約の事後評価を行い、設備の更新や運営方法の見直し等の検討を行うなかで、令和 10（2028）年度以降の次期事業契約を締結し、引き続き、安全・安心な給食を安定的に提供します。



東調理場の外観



西調理場の外観

施策の展開 2 学校給食費の徴収管理

国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、学校給食費の無償化を実施します。教職員等の学校給食費については、公会計において適切に徴収管理を行います。

取組項目

11-2-① 学校給食費無償化の実施

引き続き、小学校給食費の無償化を実施します。中学校給食費については、国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、今後の無償化の実施を検討します。

11-2-② 適切な徴収管理の推進

教職員等の学校給食費について、教育委員会と学校が連携・協力し、喫食数を正確に把握するなかで、公会計において適切に徴収管理を行います。

基本施策 12

安全・安心な給食の提供と食育の充実

現 状

- 東・西調理場の運営事業者との連携・協力により、国の「学校給食衛生管理基準」を満たす安全・安心な栄養バランスのとれた給食を提供しています。また、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針^{*}」に基づき、食物アレルギーのある児童・生徒に安全・安心な給食を提供しています。
- 共同調理場における「食に関する指導の全体計画^{*}」に基づき、各学校での給食を活用した食育の充実を支援しています。

主な課題

- 安全・安心な給食であるとともに、成長期にある児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供することが必要です。また、食物アレルギーのある児童・生徒であっても、他の児童・生徒と同じように充実した給食時間や学校生活を過ごせることが大切です。
- 小中学校9年間を見通した計画的な食育を推進するため、各学校と連携し、小中学校における食育の充実を支援することが必要です。

指 標

学校給食における食物アレルギー事故の発生件数

基準値
(R5年度)

0 件

目標値
(R11 年度)

0 件

指標の 考え方

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づく食物アレルギー対応を徹底し、学校給食における食物アレルギー事故の発生を防ぐことで、安全・安心な給食の提供につながります。

関連する
主な基本
施策

▶ 基本施策 1 学力・体力の向上 …P. 32

施策の展開 1 安全・安心な給食提供の推進

衛生的かつ良質な食材料を円滑に調達し、調理工程及び配送・配膳時の衛生管理を徹底することで、食中毒事故を防止するとともに、国の基準を満たす安全・安心な栄養バランスのとれた給食を安定的に提供し、児童・生徒の健康増進に取り組みます。

また、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、関係者の情報共有と各工程での確認を徹底することで、食物アレルギーのある児童・生徒に安全・安心な給食を提供します。

取組項目

12-1-① 衛生的かつ良質な食材料の調達

「立川市学校給食用材料調達事務要綱^{*}」に基づき、衛生的かつ良質な食材料を円滑に調達するとともに、地元農産物の使用拡大を図ります。

また、近年の食材料の物価高騰に対応するなかで、衛生的かつ良質な食材料を適正な価格で安定的に調達します。

12-1-② 衛生管理の徹底

栄養士による東・西調理場の調理工程から配送・配膳までの運営状況の確認、薬剤師会や保健所等の専門機関との連携等により、「立川市学校給食衛生管理基準^{*}」及び「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理における食中毒再発防止対策～^{*}」に基づく衛生管理を徹底します。

12-1-③ 手づくり給食の推進

栄養士と東・西調理場の運営事業者が連携・協力し、様々な献立や調理工程の工夫を凝らすことにより、大量調理にあっても「手づくり給食」の提供を推進します。

また、給食時間の学校訪問や児童・生徒へのアンケート等を実施するなかで、児童・生徒の喫食状況や要望等を反映した給食の提供に努めます。

12-1-④ 食物アレルギー対応の充実

給食で食物アレルギー対応が必要な全ての児童・生徒に対して、保護者・学校・栄養士が参加する「アレルギー面談」を実施することで、児童・生徒の食物アレルギーの原因食物や症状等を確実に把握し、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づく対応を徹底します。

また、令和5（2023）年度2学期から始まった中学校での食物アレルギー対応の状況等を踏まえて「食物アレルギー対応実施手順書^{*}」を見直すとともに、学校及び教育委員会それぞれが定期的な教員研修を実施することで、食物アレルギー対応の充実を図ります。なお、教員研修では、平時の対応に加え、エピペン[®]^{*}の使用や迅速な救急車の要請等、東京都の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル^{*}」に沿って適切に救急対応するためのシミュレーション訓練等を行い、緊急時の対応力の向上を図ります。



安全・安心な手づくり給食

施策の展開 2 食育支援の推進

小中学校9年間を見通した計画的な食育を推進するため、共同調理場における「食に関する指導の全体計画」に基づき、各校の「食に関する指導の計画」と連携しながら、小中学校における食育の充実を支援します。

また、保護者等への情報発信を強化することで、食育の大切さや安全・安心な給食提供に対する理解を深めます。

取組項目

12-2-① 食育指導の支援

児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができるよう、栄養士による給食時間の学校訪問や給食を教材とした食に関する授業支援等を実施します。

また、東・西調理場における小学校の社会科見学や中学校の職場体験等の受け入れ、全ての小中学校への食育ポスターの配布等を行うことで、食育に関する情報発信と食に関する啓発活動を行います。

12-2-② 情報発信の強化

教育委員会やPTA等が主催する試食会、東・西調理場の運営事業者によるイベントの開催、Instagramを活用した給食写真や調理風景の案内等により、保護者等への給食に関する情報発信等を強化することで、食育の大切さや安全・安心な給食提供に対する理解を深めます。



市栄養士による授業支援の様子



市栄養士による給食時間の学校訪問

基本方針 5 教育行政の推進

基本施策13 総合的な教育行政の企画と推進

施策の展開1 教育施策の推進

- 13-1-① 教育施策にかかる総合調整や企画立案
- 13-1-② 教育行政の推進
- 13-1-③ 広報活動の推進

施策の展開2 持続可能な環境の整備

- 13-2-① 学校施設の標準規模・適正配置の検討

基本施策14 学校施設環境の維持管理と充実

施策の展開1 良好な学校施設の維持

- 14-1-① 学校施設維持管理
- 14-1-② 学校施設営繕
- 14-1-③ 教室の暑さ対策

施策の展開2 環境に配慮した学校施設や設備の整備

- 14-2-① 校舎照明設備のLED化
- 14-2-② 校舎等への太陽光発電設備等の設置

基本施策 13

総合的な教育行政の企画と推進

現 状

- 今後も児童・生徒数が緩やかに減少して推移することが見込まれています。
- 子ども分野や福祉分野などに関連する課題も散見され、組織横断的に課題解決に取り組んでいます。

主な課題

- めまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、総合的な教育行政の充実が求められています。
- 学校が受け入れる児童・生徒数は地域の特性によって異なっており、学級数が学校適正規模に達していない小中学校があります。そのため、教育的視点を踏まえた学校規模の適正化や多様な教育機会の確保に取り組む必要があります。

指 標

教育委員会施策の点検・評価表におけるA評価以上の施策の割合

基準値
(R5年度)

68.4%

目標値
(R11年度)

80%

指標の考え方

点検・評価表のA評価（各施策の目標水準を達成しているとA評価）を増加させていくことを目標にすることで、教育行政の充実につながります。

施策の展開 1 教育施策の推進

新たな教育ニーズに対応した様々な教育施策を企画立案し、積極的に教育行政を推進します。

取組項目

13-1-① 教育施策にかかる総合調整や企画立案

組織横断的な課題に対して総合的な調整を図るほか、新たな教育ニーズ等に対しての企画立案に取り組みます。

13-1-② 教育行政の推進

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施することで、学校教育や社会教育の取組が的確かつ有効に執行されているか、評価・検証します。

13-1-③ 広報活動の推進

教育情報紙「立川の教育」の発行やホームページの充実等により、本市の学校教育や社会教育の取組を広く発信します。



教育情報紙「立川の教育」

施策の展開 2 持続可能な環境の整備

標準規模より学級数が少ない小中学校において、教育的視点や地域特性を踏まえた学校教育環境のあり方を検討します。

取組項目

13-2-① 学校施設の標準規模・適正配置の検討

児童・生徒数の推計値など様々な視点で学校施設の標準規模・適正配置の検討を行い、子どもたちにとってよりよい学校教育環境の確保に取り組みます。

基本施策 14

学校施設環境の維持管理と充実

現 状

- 学校施設の老朽化が進む中、適切な教育環境を維持するための修繕や営繕工事が多い状況が続いています。

主な課題

- 限られた財政状況の中、計画的な改修や施設の維持管理を適切に行い、安全確保に努めていく必要があります。

指 標

維持管理に関する学校からの依頼
に対しての達成率

基準値
(R5年度)

98.6%

目標値
(R11年度)

100%

指標の
考え方

学校からの学校施設等の維持管理に関する依頼に対応することで、安全で快適な教育環境の確保につながります。



▶ 基本施策 15 公共施設の計画的な更新 …P. 74

施策の展開 1 良好な学校施設の維持

施設・設備の日常点検を実施し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう適正な維持管理に努めます。また、危険箇所や不具合がある場合は、緊急修繕を行うとともに教育上支障が生じることがないように、施設・設備の修繕を実施します。

取組項目

14-1-① 学校施設維持管理

学校の施設・設備の適切な保守管理を行い、安全で快適な教育環境の確保に努めます。

14-1-② 学校施設営繕

危険箇所や不具合が生じた場合は、緊急修繕等に対応するとともに、日頃から施設・設備の点検を行い、教育上支障が生じないように努めます。

14-1-③ 教室の暑さ対策

耐用年数が近づいている空調設備について、計画的な更新に向けた検討を開始します。また、断熱対策が施されていない学校については、校舎等への断熱対策を研究・検討します。

施策の展開 2 環境に配慮した学校施設や設備の整備

「立川市地域脱炭素ロードマップ*」に基づき、学校施設の LED 化や太陽光発電設備の設置等に取り組み、環境への負荷を軽減します。

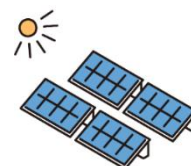
取組項目

14-2-① 校舎照明設備の LED 化

省エネルギー化による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減のため、照明設備の LED 化に計画的に取り組みます。

14-2-② 校舎等への太陽光発電設備等の設置

平時の電源供給と災害時の電源確保のため、校舎等への太陽光発電設備や蓄電池の設置を進めます。



基本方針 6 公共施設マネジメントの推進

基本施策15 公共施設の計画的な更新

施策の展開 1 学校施設の更新

- 15-1-① 第二小学校等複合施設整備事業
- 15-1-② 立川第五中学校建替事業

基本施策 15

公共施設の計画的な更新

現 状

- 小中学校の施設は昭和 30 年代から 40 年代に建てられたものが多く、老朽化が進んでいます。

主な課題

- 小中学校の施設は老朽化が進んでいるため、早急に更新を進める必要がありますが、急激な物価高騰や建設関係の労働者不足等の課題があり、慎重に進める必要があります。

指 標

各取組項目の整備進捗率（①第二小学校等複合施設整備事業、②立川第五中学校建替事業）

基準値
(R5年度)

①0%
②0%

目標値
(R11 年度)

①100%
②90%

指標の 考え方

整備進捗率を指標とすることで、更新の進み具合が確認でき、計画的な学校施設の更新につながります。



▶ [基本施策 14 学校施設環境の維持管理と充実](#) …P. 71

施策の展開 1 学校施設の更新

児童・生徒の安全面を考慮しながら、老朽化の進んだ学校施設の更新を進めます。

取組項目

15-1-① 第二小学校等複合施設整備事業

令和4（2022）年度に策定した「第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設整備基本計画」に基づき、整備を進めます。

15-1-② 立川第五中学校建替事業

令和4（2022）年度に策定した「立川第五中学校整備基本計画」に基づき、整備を進めます。



第二小学校



立川第五中学校

第5章 計画の推進にあたって

1 市長部局との連携・協力

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることや、地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置が定められています。

本市においても、平成 27（2015）年 9 月に立川市第 4 次長期総合計画の基本構想及び前期基本計画の政策「子ども・学び・文化」を本市の教育に関する大綱とする「立川市の教育に関する大綱」が策定されました。また、平成 27（2015）年度より総合教育会議が定期的に開催されています。

教育は子育て支援や福祉、環境の施策などと深く関連する部分があります。また、子どもを取り巻く課題は、複雑化・多様化しています。特に、保護者の生活困窮や児童虐待などへの対応については、全市的に取り組む必要があることから、引き続き総合教育会議を通じて市長と教育委員会で十分な意思疎通を図るとともに、関係する市長部局と連携・協力を密にし、効果的に施策を推進していきます。

2 関係者との連携・協力

子どもたちの生きる力を育むためには、社会全体で子どもの成長と自立を支えていく必要があります。計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域の皆様はもとより、学校ボランティアの方々、事業所、大学などとの連携・協力が不可欠です。今後もこれまで以上に、多様な主体の参加と協力を得て、ネットワーク型の教育のさらなる充実を目指していきます。

3 新たに検討や対策が必要となる事項への対応

5年間の計画期間においては、社会状況や教育を取り巻く状況の変化に応じて、新たに検討や対策が必要な課題が発生することが予想されます。また、本市の教育に関連する国や東京都の動向についても注視していく必要があります。

今後は、これらを踏まえ、逐次計画事業の見直しや新たな方策の検討などを行い、必要な施策を推進していきます。

4 計画の進捗管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や、市の「行政評価（施策評価及び事務事業評価）」等を活用して、計画の進捗を管理するとともに、効果的かつ着実な推進を図ります。

資料編

- 1 用語解説
- 2 基礎データ
- 3 計画策定体制・経過

1 用語解説

あ行	
用語	解説
生きる力 P. 25, 26, 76	変化の激しいこれからの社会を生きるために、平成 10 (1998) 年の学習指導要領改訂の際に子どもたちにはぐくむべき力として示したもので、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。具体的には①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力、などのこと。
いじめ P. 19, 22, 35, 36, 50	学校における一定の関係にある他の児童・生徒（クラスメイト等）から心理的又は物理的な影響を与える行為を受け、心身の苦痛を感じているもの。
生命（いのち）の安全教育 P. 36	性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目標とする教育。令和 5 年に東京都から指導資料（Web 資料）が配布されており、文部科学省と内閣府が連携し作成した手引きが参照されている。
医療的ケア P. 46	学校や在宅で日常生活に必要である、たんの吸引、経管栄養、導尿等、医療的な生活援助行為のこと。

用語	解説
インクルーシブ教育システム P. 23, 44, 49	多様性を尊重し、社会に効果的に参加することを目的とし、障害の有無に関わらず共に学ぶ仕組み。一般的な教育制度から排除されず、必要な配慮がなされること。
ウェルビーイング P. 7	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
エデュケーション・アシスタント P. 42	授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、小学校の第1学年から第3学年までのいずれかの学年において、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員。
エピペン® P. 66	アナフィラキシー（アレルゲン等の侵入により、複数の臓器に急速に強い症状が現れる状態）が現れたときに使用し、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤（アドレナリン自己注射薬）。エピペン®を注射後は直ちに医師による診察を受ける必要がある。

か行

用語	解説
外国語指導助手（ALT） P. 33	小学校における外国語活動、中学校における英語科の授業において、学級担任または教科等担当教員の指導の下、チームティーチング等により授業の補助を行う助手。
学習障害 P. 45	全般的な知的発達の遅れはないが、読む、書く、計算するなどの特定の能力に著しい困難がある状態をいう。現在は、「限局性学習症」といわれることもある。

用語	解説
学校運営協議会 P. 38	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づいて教育委員会が学校に設置する。立川市では平成 30（2018）年度に立川第五中学校区と立川第八中学校区に先行して設置し、平成 31（2019）年度に市内全校に設置した。主な役割は以下のとおり。 ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。 ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。 ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
学校間ネットワーク P. 21, 55	市立小中学校内のコンピュータをネットワークで接続したシステム。学校間で教員が指導案や教材などを共有したり、電子メールなどで交流したりすることが可能となる。
学校給食衛生管理基準 P. 24, 64	学校給食における衛生管理を徹底するため、文部科学省が定めた基準。学校給食施設及び施設の整備及び管理、調理の過程等における衛生管理、衛生管理体制、日常及び臨時の衛生検査等を定める。
学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理における食中毒再発防止対策～ P. 65	平成 29（2017）年 2 月に発生した学校給食に起因する食中毒を受け、立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会の提言をもとに、食中毒を二度と起こさないために決定した再発防止対策。
学校・教師が担う業務に係る 3 分類 P. 42	学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大する中、平成 31 年の中央教育審議会答申において「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の 3 つが示された。
学校支援員 P. 35, 39	通常の学級に在籍する支援や配慮が必要な児童・生徒への個別支援を行う会計年度任用職員。

用語	解説
学校生活支援シート P. 49	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、福祉や医療等の関係機関とも連携しながら、適切な支援を行うことを目的とした計画のこと。
教育課程 P. 6	各学校における教育活動を総合的にまとめた計画のこと。
教育支援センター P. 37	不登校の児童・生徒の集団生活への適応や情緒の安定、学力の補充、基本的生活習慣の改善等のために、学校内や学校以外の場所に用意した施設。個別または小集団による学習指導、個別カウンセリング等を実施している。立川市では、各学校内の空き教室の利用（校内教育支援センター）の他、柏小学校「おおぞら」（小学生向け）と錦学習館「たまがわ」（中学生向け）を設置している。
教育相談 P. 50, 51, 52	教育相談員（公認心理師等）が、市内の幼児から高校生とその保護者を対象に、不登校や進路、落ち着きがない、勉強の遅れ、学校での人間関係など、保護者の心配ごとや子ども自身の悩みについて、相談を受けている。必要に応じて、カウンセリングや遊戯療法、箱庭療法等による心理療法、助言を行いながら、悩みや問題解決を支援している。また、他機関の紹介や情報提供も行う。
共生社会 P. 7, 23, 47, 49	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。
協働的な学び P. 5, 8, 22, 23, 26, 33	探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。「個別最適な学び」と一体的な充実が求められる。

用語	解説
国の示すネットワーク 推奨帯域 P. 54	同時にすべての授業において、多数の児童・生徒が高頻度で端末を活用する場合にも、ネットワークを原因とする支障がほぼ生じない水準。端末活用の日常化に向けて、すべての学校が目指すべき水準のこと。
クラウド P. 55	ユーザーがハードウェアを購入したり、ソフトウェアをパソコンにインストールしたりライセンスを購入しなくても、インターネットを通じてサービスを必要な時に必要な分だけ利用できる考え方のこと。
校内委員会 P. 48	校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うための委員会。
校内 LAN P. 21	学校内に整備する情報通信ネットワークのこと。校内LAN (Local Area Network) の整備により学校内の情報の共有化が促進され、普通教室等でデジタル教材等を使用した学習が可能となる。
校務支援サポーター P. 54	システム保守事業者への委託業務として、市立小中学校へ2か月に1度訪問。校務 PC の操作支援、校務支援システムの操作支援などが主な業務。
校務支援システム P. 21, 42, 55	成績処理や出欠管理等のほか、グループウェアなど校務全般を実施するために必要な機能を実装したシステム。システムを導入することで校務の効率化が図られ、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保等が期待できる。
合理的配慮 P. 45, 46, 49	障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利を行使できるよう、教育委員会や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。個別に必要とされるものであり、本来の目的を失うことなく、過度の負担がないものをいう。例えば、書字の苦手な児童の学力テストに際し、書字に必要な時間の延長を行うことなど。漢字で書けることを評価する問題に対し、ひらがなで回答を認めることは、本来の目的を失っているため、合理的配慮とはいえない。

用語	解説
交流及び共同学習 P. 49	障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に活動する際、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面の双方を分かちがたいものとして「交流及び共同学習」としている。
国際理解教育 P. 36	国際的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる資質・能力の基礎を育成することを目的とした教育活動。各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において指導を行う。
個別最適な学び P. 5, 8, 22, 23, 26, 33	個別最適な学びについては、「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されている。これらを学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」。教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」。「協働的な学び」と一体的な充実が求められる。 「指導の個別化」…教師が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなど。 「学習の個性化」…幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子どもの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習が最適となるよう調整すること。
個別指導計画 P. 49	児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人ひとりの障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。

用語	解説
コミュニティ・スクール P. 14, 38, 40	学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域住民等が力をあわせて学校経営に取り組むこと。学校教育の充実に向けて、地域が学校・子どもたちを応援・支援するだけでなく、学校も地域のパートナーとして、連携・協働し、地域の活性化に寄与していくことを目的としている。

さ行

用語	解説
参酌 P. 2, 3	いろいろな事情、条件等を考慮に入れて参照し、判断すること。
事業モニタリング P. 61, 62	事業期間にわたり、選定事業者が提供する公共サービスの水準を地方公共団体が監視（測定・評価）する行為。
市政アドバイザー制度 P. 62	各種計画の策定や施策の検討及び実施について、専門的な見地からの助言や資料提供等を受けるための制度。助言等を行う立川市市政アドバイザーは、専門の学識経験を有する者のうちから市長が選任する。
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 P. 19	文部科学省が実施する調査で、児童・生徒の暴力行為、いじめ、不登校等に関して全国の小中学校及び高等学校を対象に調査が行われる。
自閉症 P. 45	現在は、「自閉スペクトラム症」とも呼ばれ、表情や視線といった言葉以外から相手の考えていることを読み取ることの苦手さがあり、特定のことに強い興味・関心があり、こだわりがあるといった特性が、生後2年以内に見られる発達障害の一つ。
自閉症・情緒障害特別支援学級 P. 44, 45	特別支援学級の一つ。自閉症及び情緒障害があり、その程度として、他人との意思疎通や対人関係の形成、社会生活への適応が困難なものを対象としている。 本市では、小学校に2校設置しており、今後小学校3校目、中学校に1校を設置する予定。

用語	解説
シャトルラン P. 12	一定時間に 20mの距離を往復すること。体力調査において、持久力を計るための調査項目として小学生を対象に実施している。
就学援助 P. 56, 57	学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な推進に資することを目的とする援助。
就学相談 P. 50, 51	心身や発達のことで心配のある子どもの就学に対して、どのような教育環境が良いか相談すること。保護者との面談の他、行動観察や発達検査、見学・体験等を通し、保護者が就学先を選択できるよう情報を提供する。就学後も引き続き相談が必要な場合は継続して相談することもできる。
主体的・対話的で深い学び P. 5, 22, 33	新学習指導要領で育成を目指す児童・生徒の資質・能力（三つの柱）「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育むための学びの視点。児童・生徒が自分から学ぶことに興味をもち、対話や先人の知恵等を手掛かりにすることによって自己の考えを広げ、知識を相互に関連づけることでより深い理解を得られるような学びのこと。
小学校 35 人学級 P. 5, 18	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を 35 人に引き下げるもの。
情緒障害 P. 45	周囲の環境から受けるストレスによる反応として、自分の意思ではコントロールできない状況に合わない心身の状態が継続する症状が見られること。医学的には心身症のうちの一つ。発達障害とは区別され、心理的な要因により社会的適応が困難な状態をいう。

用語	解説
少人数・習熟度別指導 P. 32, 33	学習を進めていく過程で、児童・生徒に理解や習熟の程度に差が見られるようになった場合、その習熟の程度等に応じて編制した学習集団による指導のこと。「補充的な学習」や「発展的な学習」などの学習活動を取り入れた個に応じた指導を充実させていく。小中学校の算数・数学や、中学校の外国語（英語）では、加配教員が配置されている。
食に関する指導の全体計画 P. 64, 67	東・西調理場において学校給食を活用した食育を計画的に推進するための全体計画。各学校の食に関する指導の計画と連携することで、小中学校9年間を見通した食育の充実を図る。
食物アレルギー緊急時対応マニュアル P. 66	東京都が作成したマニュアルで、アナフィラキシー等のアレルギー症状への緊急時対応に備え、対応の手順、役割分担、緊急性の判断と対応、エピペン®の使い方、緊急要請（119 番通報）のポイント等について、フローチャート形式でまとめている。緊急時にそのまま使用できる症状チェックシートも付属。
食物アレルギー対応実施手順書 P. 66	「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づく安全・安心な食物アレルギー対応について、全ての小中学校が統一されたルールで徹底できるよう、詳細な実施手順を定めたもの。

用語	解説
人権尊重の理念 P. 36	自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方。学校教育において児童・生徒にも分かりやすい言葉で表現するならば「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」とされている。このことは、単に理解するにとどまることなく、それが態度や行動に現れるようになることが求められている。 「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき、「人権教育プログラム（東京都教育委員会）」に示されている 16 の人権課題を中心に、全教育活動を通じて人権教育を推進している。
スクールカウンセラー P. 35, 36	学校における教育相談体制等の機能の充実のために、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する臨床心理士などを学校に配置する。児童・生徒を対象とした教育相談、カウンセリングの他、教員及び保護者への助言等を行う。平成 25（2013）年度から、市内の全小中学校に配置。
スクールソーシャルワーカー P. 35, 37	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生活指導上の課題に対応するため、小中学校からの要請に応じて支援を行う会計年度任用職員。教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童・生徒の支援を行う。
スクールロイヤー P. 38	学校で問題や事故が起きた際に、学校や教育委員会から相談を受けて、法的助言を行う弁護士のこと。

た行	
用語	解説
大規模改修 P. 18	大規模改修は施設の長寿命化・安全性・バリアフリー化・省エネルギー化等を考慮し、施設の内外装についてはスケルトンに近い状態まで撤去・改修を行い、電気・機械設備については全面改修する工事。
立川市いじめ防止基本方針 P. 36	平成 26 (2014) 年 6 月に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した市の基本方針。 この市基本方針では、学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とした市、学校、家庭、地域社会がいじめ防止等に向けて取り組むことを掲げている。
立川市学校給食衛生管理基準 P. 65	文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、立川市の学校給食における衛生管理の基本的な考え方等を定めた基準。学校給食施設・設備、学校給食従事者の衛生、食材、献立・調理等、洗浄・消毒・保管等、配膳・配送・回収、児童・生徒に対する衛生等指導、ノロウイルス対策等を定める。
立川市学校給食における食物アレルギー対応方針 P. 64, 65, 66	文部科学省が定めた「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、立川市の学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方等を定めた方針。安全性を最優先すること、食物アレルギー対応委員会等により組織的に行うこと、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とすること、原因食物の完全除去対応を原則とすること、無理な対応は行わないことを大原則とする。
立川市学校給食用材料調達事務要綱 P. 65	安全で衛生的かつ良質な学校給食用材料を円滑に調達するための手続きを定めた要綱。別に定める食材料規格表を満たす食材料を登録事業者から原則として見積合わせにより調達する。

用語	解説
立川市公共施設再編個別計画 P. 18	平成 30（2018）年度に策定された計画で、公共施設の再編を行う圏域と施設を分類・選定し、再編の進め方と再編モデルケースを示したもの。
立川市公共施設保全計画 P. 18	適切な時期に改修を実施し、建物を良好な状態で使用するための改修計画。施設劣化度や保全優先度を定め、長寿命化の考えのもと、改修の予定や費用の見込みをとりまとめたもの。平成 29（2017）年度には、立川市公共施設保全計画の改修予定を原則保留とし、今後は「立川市公共施設再編個別計画」を進めるという考え方に見直した。
立川市地域脱炭素ロードマップ P. 72	2050 年度カーボンニュートラルの実現に向けた、次期「立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本的な方針を示すものとして策定。市の各部門における二酸化炭素排出量を可能な限りゼロにすることを目標に、目標達成のために検討すべき主な課題を掲げている。
立川市通学路安全プログラム P. 56	平成 30（2018）年 9 月に策定したプログラム。交通安全および防犯等の複合的な観点から通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的に行うため、関係機関の連携体制や取組方針を示したもの。
立川市民科 P. 36, 40	義務教育 9 年間を見通した小中連携教育の中で、郷土学習とキャリア教育を関連付け、郷土「立川」の優れた文化や伝統、産業やまちづくり等を理解し、児童・生徒の郷土やまちを愛する心情・態度を養い、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献できる市民として育成することを目的とした立川市独自の取組。

用語	解説
地域学校協働本部 P. 40	地域学校コーディネーター（地域学校協働本部事業において、学校とボランティア等の外部人材をつなぐ役割を担う者）を中心に、地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことを目的とする。従来の学校支援地域本部などの学校支援の取組が「地域による学校の支援」であったのに対し、地域と学校のパートナーシップに基づく「双方向の連携・協働」へと発展させている点で異なる。
知的障害特別支援学級 P. 20	特別支援学級の一つ。知的障害があり、その程度として、他人との意思疎通や日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難なものを対象としている。本市では、小学校に 9 校、中学校に 3 校設置している。
注意欠陥多動性障害 P. 45	年齢からみて不相応に注意を持続させることの困難さや順序だてて行動することの苦手さ、落ち着きのなさ、行動の抑制の困難さ等の特徴が持続的に見られる状態。多くは 4 歳までに気付かれ、12 歳までには明らかになる発達障害の一つ。
通級指導学級 P. 45	通級による指導を行う場所の一つ。本市では、小学校に「難聴」及び「言語障害」の通級指導学級を設置している。それぞれ、「きこえの教室（難聴）」「ことばの教室（言語障害）」と呼んでいる。
通級による指導 P. 13, 45, 47	小中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導（障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導）を行うもの。 指導時間数は、障害の状態に応じて、週 1 単位時間から週 8 単位時間まで（学習障害、注意欠陥多動性障害については月 1 単位時間から可能）としている。

用語	解説
道徳授業地区公開講座 P. 12, 36	東京都教育委員会が、区市町村教育委員会と連携して実施している、道徳の授業公開及び意見交換等を実施する講座。学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的としている。
特別支援学級 P. 20, 23, 44, 45, 47, 49	小中学校に通常の学級とは別に設置され、障害のある児童・生徒が必要な場合に選択できる学びの場の一つ。特別支援学級では、障害による生活上や学習上の困難さを改善・克服するための知識等を身に付けるための指導「自立活動」を取り入れることで、児童・生徒の特性に合わせた指導を行う。
特別支援学校 P. 19, 47, 48	小中学校とは別に設置される学校。障害のある児童・生徒が必要な場合に選択できる学びの場の一つ。知的障害と肢体不自由は通学区域が決められ、本市の通学区域として、立川学園（知的・小中・市内全域）、府中けやきの森学園（肢体・小中・羽衣町）、村山特別支援学校（肢体・小中・羽衣町以外）がある。
特別支援学校のセンタ ー的機能 P. 47, 48	特別支援学校が、地域の小中学校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、要請に応じて必要な助言や援助を行うこと。

用語	解説
特別支援教育 P. 2, 3, 13, 23, 25, 27 43, 47, 48, 49	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的の遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。 さらに、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。
特別支援教育コーディネーター P. 48	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。学校教員の中から学校長が指名する。
特別支援教室 P. 13, 20, 23, 44, 45	通級による指導を行う場所の一つ。発達障害及び情緒障害のある児童・生徒のうち、特別な指導を必要とするものを対象としている。本市において、小学校は「キラリ」と呼び、中学校は「プラス」と呼んでいる。指導を担当する教員が巡回するため、在籍する小中学校で指導を受けることができる。

な行

用語	解説
ネットワーク型の学校 経営システム P. 14	教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域や家庭、関係諸機関、企業、大学等と連携して効果的に生み出し、教育活動に生かしていくシステムのこと。このシステムの下、文部科学省が進めるコミュニティ・スクール、地域学校協働本部を全校に設置し、複雑化かつ多様化している教育課題の解決を効果的に図っていくとともに、立川市民科を充実させ、立川市民を育成していく。

は行

用語	解説
働き方改革 P. 5, 7, 8, 13, 23 41, 42, 55	働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革のこと。学校においては、現在の教員の厳しい勤務実態を踏まえ、教員のこれまでの働き方を見直し、教員が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを目的としている。
発達障害 P. 13, 45	自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害のこと。その他、これらに類する脳機能の障害のことも含む場合がある。
バリアフリー P. 46	障害者の社会参加を困難にしている障壁（バリア）を除くこと。物理的な障壁（段差等）の除去のほか、社会的、制度的、心理的な障壁（障害のある人を想定していない習慣や制度、偏見等）の除去を含める意味でも用いられる。

用語	解説
副籍制度 P. 49	都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持・継続を図る制度。
不登校対応巡回教員 P. 37	巡回拠点校及び巡回校（4校から5校）を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒へ支援の充実を図る教員のこと。
父母負担軽減補助金 P. 57	平成 16（2004）年に制定した「立川市立学校教育費父母負担軽減補助金交付要綱」に基づき、市立学校に在籍する児童又は生徒の教育費に係る負担を軽減するため、日光移動教室又は修学旅行に参加する児童又は生徒の保護者に補助金を交付している。交付額は児童一人当たり 5,000 円、生徒一人当たり 14,000 円。（就学援助費・奨励費の受給者、他団体から補助金等の交付を受ける者は対象外）

ま行

用語	解説
見守り用 GPS 端末 P. 56, 57	児童の登下校時における位置情報などを保護者のスマートフォン等から確認できる GPS 端末のこと。

や行

用語	解説
ヤングケアラー P. 37	本来は大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン P. 49	年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすいようにデザインする考え方。ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、発展させた考え方。

A～Z	
用語	解説
DX P. 7	Digital Transformation の略。ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
GIGA スクール構想 P. 5	令和元（2019）年に文部科学省から発表されたプロジェクト。GIGA とは、Global and Innovation Gateway for All の略称。小中学校の児童・生徒 1 人に 1 台の PC と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、構成に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT を実現する構想。
ICT P. 21, 22, 23, 32, 33, 39 41, 49, 54, 55	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般。教育場面においては、タブレット PC や電子黒板といった ICT 機器を用いた授業実践や校務の効率化が進められている。
PFI 手法 P. 61, 62	Private Finance Initiative の略称。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。
Society5.0 P. 5	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
SOS の出し方に関する教育 P. 36	子どもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出す）ができるようにすること、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的とした教育。自殺対策に資する教育のうち、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育として位置付けられている。平成 30 年に東京都から指導資料が配布されている。

用語	解説
TGG (Tokyo Global Gateway) P. 33	東京都教育委員会と株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY が児童・生徒の英語のコミュニケーション力を高めるために設置した体験型英語学習施設。平成 30 (2018) 年 9 月の江東区青海への開設に続き、令和 5 (2023) 年 1 月、立川駅北口に「TGG GREEN SPRINGS」が開設された。日常から離れ、海外をイメージして作られた街並みでいつもと違う環境のなか、グローバルな世界を存分に体験することができる。

2 基礎データ

(1) 児童・生徒数の推移

① 小学校

(各年5月1日現在)

年次	校数	学級数	児童数		
			総数	男	女
平成12年	21	278	8,329	4,299	4,030
13年	21	275	8,377	4,288	4,089
14年	21	279	8,398	4,276	4,122
15年	21	280	8,493	4,322	4,171
16年	20	289	8,678	4,373	4,305
17年	20	295	8,784	4,462	4,322
18年	20	294	8,769	4,425	4,344
19年	20	300	8,863	4,497	4,366
20年	20	299	8,834	4,506	4,328
21年	20	306	8,840	4,528	4,312
22年	20	305	8,834	4,572	4,262
23年	20	310	8,734	4,496	4,238
24年	20	312	8,655	4,441	4,214
25年	20	313	8,620	4,392	4,228
26年	20	309	8,663	4,383	4,280
27年	20	322	8,625	4,361	4,264
28年	20	290	8,549	4,377	4,172
29年	20	297	8,613	4,420	4,193
30年	19	296	8,625	4,411	4,214
令和元年	19	295	8,637	4,442	4,195
2年	19	296	8,599	4,445	4,154
3年	19	300	8,630	4,482	4,148
4年	19	304	8,619	4,447	4,172
5年	19	313	8,586	4,386	4,200
6年	19	314	8,562	4,406	4,156

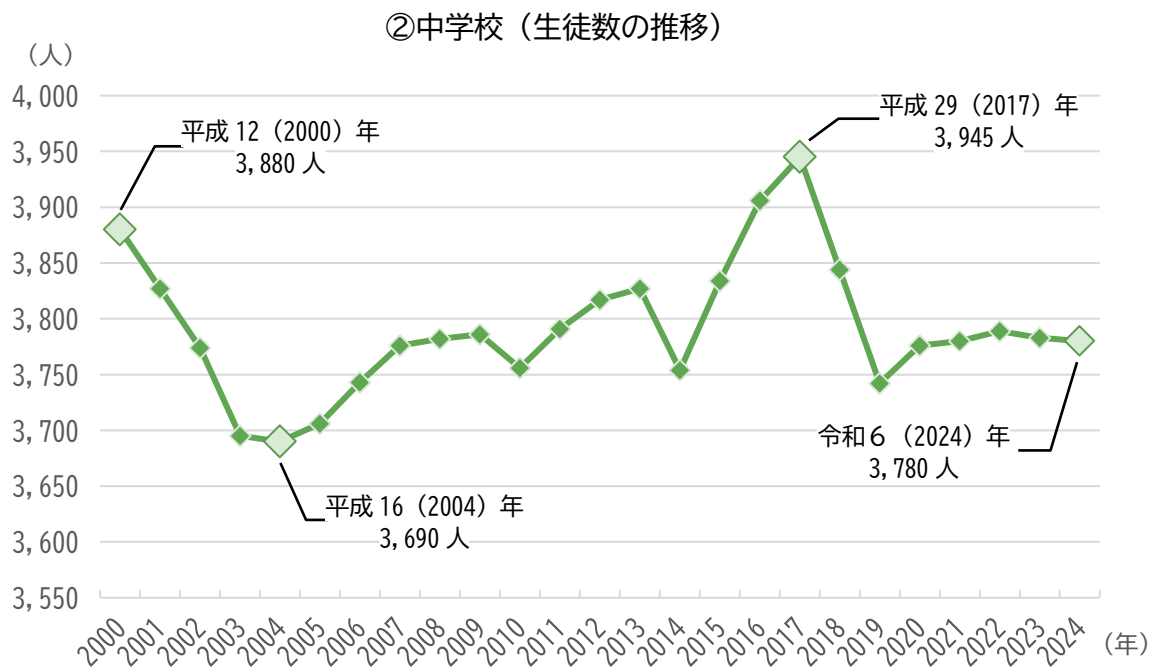
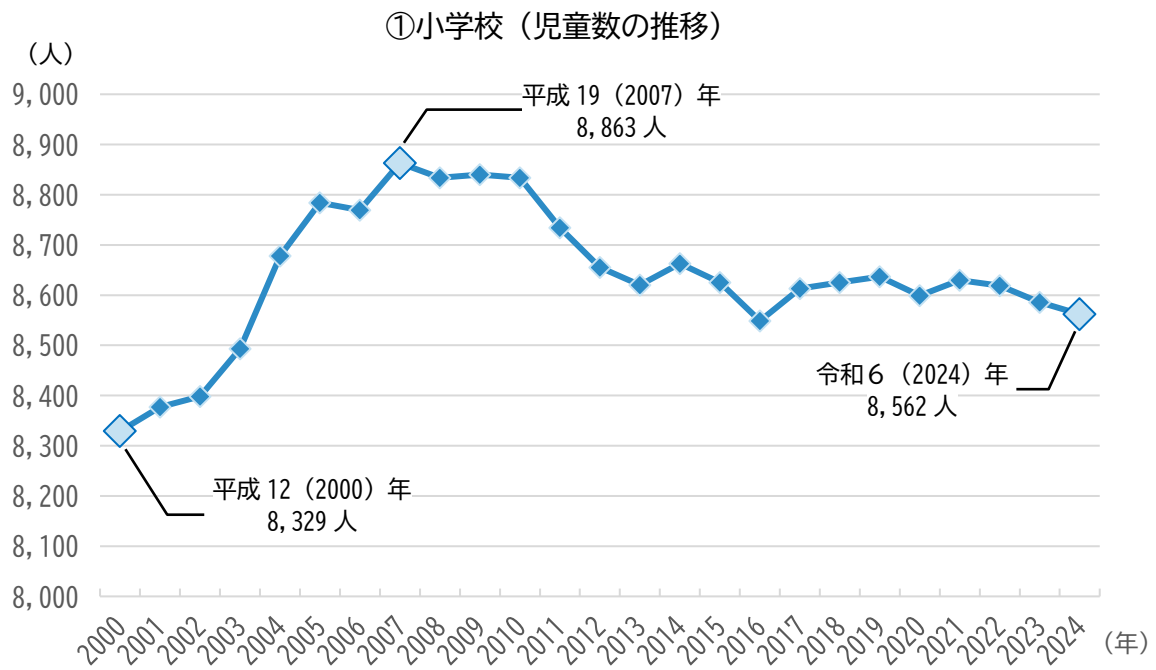
児童数は特別支援学級固定級を含む。学級数は固定級を含む。

② 中学校

(各年5月1日現在)

年次	校数	学級数	生徒数		
			総数	男	女
平成 12 年	9	116	3,880	1,973	1,907
13 年	9	117	3,827	1,938	1,889
14 年	9	116	3,774	1,909	1,865
15 年	9	113	3,695	1,894	1,801
16 年	9	114	3,690	1,912	1,778
17 年	9	111	3,706	1,895	1,811
18 年	9	115	3,743	1,917	1,826
19 年	9	115	3,776	1,891	1,885
20 年	9	118	3,782	1,917	1,865
21 年	9	114	3,786	1,893	1,893
22 年	9	117	3,756	1,888	1,868
23 年	9	117	3,791	1,917	1,874
24 年	9	121	3,817	1,960	1,857
25 年	9	120	3,827	1,974	1,853
26 年	9	118	3,754	1,928	1,826
27 年	9	123	3,834	1,968	1,866
28 年	9	121	3,906	2,016	1,890
29 年	9	124	3,945	2,033	1,912
30 年	9	119	3,844	1,990	1,854
令和元年	9	118	3,742	1,898	1,844
2 年	9	118	3,776	1,897	1,879
3 年	9	116	3,780	1,908	1,872
4 年	9	121	3,789	1,969	1,820
5 年	9	120	3,783	1,980	1,803
6 年	9	121	3,780	1,964	1,816

生徒数は特別支援学級固定級を含む。学級数は固定級を含む。



(2) 教育費予算（歳出）の推移

(単位：千円)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
市一般会計	79,297,000	77,896,000	84,007,000	85,392,000	86,372,000	
教育費	13,808,520	9,571,241	10,378,912	14,824,461	12,846,311	
教育総務費	1,236,321	1,533,130	1,507,728	1,718,455	1,807,725	
小学校費	7,119,782	2,173,419	2,620,703	2,257,671	1,722,363	
中学校費	1,344,344	1,234,985	897,141	1,729,429	2,300,897	
社会教育費	1,598,075	1,618,052	2,041,100	2,495,179	2,789,103	
保健体育費	1,444,398	1,992,323	2,285,162	5,559,224	3,204,690	
幼稚園費	1,065,600	1,019,332	1,027,078	1,064,503	1,021,533	
教育費の対前年度比	21.2%	△ 30.7%	8.4%	42.8%	△ 13.3%	
教育費の対市一般会計比	17.4%	12.3%	12.4%	17.4%	14.9%	

(3) 学校給食における地元農産物の使用率

(単位：%)

年度	使用率	年度	使用率
H30 年度	13.5	R3 年度	19.6
H31 年度	18.2	R4 年度	19.5
R2 年度	16.8	R5 年度	18.5

3 計画策定体制・経過

作成中

教育委員会定例会

令和6（2024）年

回	開催日	付議案件
第2回	1月26日	立川市第4次学校教育振興基本計画の策定方針について
第6回	3月25日	立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について
第7回	4月12日	立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について
第8回	4月24日	立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について
第13回	7月12日	立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会及び立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会の構成について
第20回	10月24日	立川市第4次学校教育振興基本計画骨子案について
第22回	11月27日	立川市第4次学校教育振興基本計画について

令和7（2025）年

回	開催日	付議案件

立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会

委員構成

区 分	職 名	氏 名	所属団体等
学識経験者	委 員 長	末 松 裕 基	東京学芸大学准教授
	職務代理	橋 本 憲 幸	山梨県立大学准教授
関係団体等が 推薦する者	委 員	小 野 克 城	中学校P T A連合会
	委 員	坂 下 香 澄	青少年健全育成地区委員長連絡会
	委 員	島 村 雄次郎	市立小学校長会
	委 員	竹 内 聡 子	認定特定非営利活動法人 育て上げネット
	委 員	藤 畑 志 保	小学校P T A連合会
	委 員	山 口 聡	市立中学校長会
公募市民	委 員	嶋 田 敦 子	公募市民
	委 員	森 幹 彦	公募市民

(敬称略 区分ごとに五十音順)

検討経過

令和6（2024）年

回	開催日	付議案件
第1回	7月22日	○ 委員会の目的、検討内容、進め方について ○ 立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について ○ 立川市第4次学校教育振興基本計画の骨子（案）について
第2回	8月8日	○ 第1回の振り返りについて ○ 立川市第4次学校教育振興基本計画の骨子（案）について
第3回	10月22日	○ 立川市第4次学校教育振興基本計画（素案の案）について
第4回	11月27日	○ 立川市第4次学校教育振興基本計画（素案の案）について
第5回	12月16日	○ 立川市第4次学校教育振興基本計画（素案の案）について

市民意見公募（パブリックコメント）

立川市第4次学校教育振興基本計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、〇人から〇件のご意見をいただきました。

公募期間	令和〇（〇〇〇〇）年〇月〇日～〇月〇日
提出者数・件数	〇人・〇件
意見を反映した件数	〇件

立川市第4次学校教育振興基本計画策定検討会議

組織体制

教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、教育支援課長、学校給食課長、主任指導主事、統括指導主事

検討経過

令和6（2024）年

回	開催日	付議案件
第1回	2月26日	○ 計画策定のスケジュールについて ○ 現計画の振り返りについて
第2回	5月2日	○ 計画策定のスケジュールについて ○ 立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会（外部委員会）について ○ 施策体系（案）について ○ 東京都教育ビジョン（第5次）について
第3回	5月30日	○ 計画策定のスケジュールについて ○ 立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会（外部委員会）について ○ 施策体系（案）について
第4回	10月10日	○ 立川市第4次学校教育振興基本計画素案（案）について ○ スケジュールについて

関係要綱

立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会設置要綱

令和6年4月1日教育委員会要綱第35号

(設置)

第1条 令和7年度を初年度とする新たな学校教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める立川市第4次学校教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、別表第1に掲げる者につき教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の中から委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、別表第2に掲げる者を充てる。

3 幹事は、委員長の命を受け、委員会が行う調査及び検討を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課、教育委員会事務局教育部学務課及び教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公募市民 2人以内
- (3) 関係団体等が推薦する者 6人以内

別表第2 (第7条関係)

- (1) 教育委員会事務局教育部長
- (2) 教育委員会事務局教育部教育総務課長
- (3) 教育委員会事務局教育部学務課長
- (4) 教育委員会事務局教育部指導課長
- (5) 教育委員会事務局教育部教育支援課長
- (6) 教育委員会事務局教育部学校給食課長
- (7) 教育委員会事務局教育部主任指導主事
- (8) 教育委員会事務局教育部統括指導主事

立川市第4次学校教育振興基本計画策定検討会議設置要綱

令和6年2月22日教育委員会要綱第2号

(設置)

第1条 令和7年度を初年度とする新たな学校教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める立川市第4次学校教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第4次学校教育振興基本計画策定検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育委員会事務局教育部長を、副会長は、教育委員会事務局教育部教育総務課長を充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職員を充てる。
- 4 会長は、必要に応じ、前項に規定する職員のほか、別の職員を委員に充てることができる。

(会長)

第4条 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見聴取)

第6条 会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課、教育委員会事務局教育部

学務課及び教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局教育部学務課長、教育委員会事務局教育部指導課長、教育委員会事務局教育部教育支援課長、教育委員会事務局教育部学校給食課長、教育委員会事務局教育部主任指導主事及び教育委員会事務局教育部統括指導主事

立川市第4次学校教育振興基本計画
令和7（2025）年〇月発行

発行 立川市教育委員会
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の9
電話 042 - 523 - 2111（代表）
FAX 042 - 528 - 1204
ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編集 立川市教育委員会事務局 教育部教育総務課